

本日の会議に付した事件

第1回山元町議会定例会（第3日目）

平成25年3月8日（金）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第1回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番竹内和彦君、6番遠藤龍之君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は的確・簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君） 4番菊地八朗君の質問を許します。

菊地八朗君、登壇願います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。おはようございます。菊地八朗です。

震災から2年を迎えるきょう、本日に向かって復興事業取り組みも計画から実行への段階となります。仮設住宅に住んでいる被災住民も自立再建の今後の生活設計に取り組んでいます。この間の計画、復興計画の説明の中においてもしっかりとした説明の不足から人口流出が絶えない。前回の町長の答弁にもありましたとおり、人口流出の大きさ、増大には大変危惧するところが多い。その観点から、私はまず大綱1件としまして被災者支援策について。

1点目、危険区域内からの住宅移転はどのように緩和されたのか。

2点目、3種区域の人たちへの支援対応はどのように考えているのか。

3点目、2種、3種区域の全壊住宅で解体された方々の宅地の集積はどのようにするのか。また、何らかの支援はあるのか。

4、先般報道された危険区域以外の方々への250万円支援の対象者は山元町ではどのような範囲なのか。

大綱第2点、土地利用計画について。被災農地の区画圃場整備を計画されているが、

屋敷内で農地の部分はどのようになされるのか。前回の私の質問のとき、課税標準宅地とみなすように努力したいと町長との答弁があった現在ですが、今もその答弁どおりのように考えているのか、所見を伺います。

2点目、防災緑地の盛り土高さや避難ビル設置の考え方が薄れているように思えるが、同僚議員からも質問があったが、どのようになっているのか。

3点目、道路整備で避難道路10路線の整備と言われているが、南北の被災面積を考えたとき、これで本当によいのか。

以上、2点、6項目について質問をいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

菊地八朗議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、被災者支援策についての1点目、危険区域内からの移転支援の緩和についてですが、町では第1種、第2種災害危険区域から移転される方の被災宅地買い取りを防災集団移転促進事業により実施することとしております。この事業の利用に当たっては、移転元地が移転促進区域に設定されていること及び可住地域への移転であることが必要となります。このうち、可住地域の移転について、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象ともなる第3種災害危険区域を可住地域と見なし、防災集団移転促進事業を適用することは事業趣旨の観点から、制度上問題があるのではないかと懸念があり、町としましては第1種、第2種災害危険区域から第3種危険区域への移転において移転元地を買い取ることは難しいとの判断をしておりました。

一方で、このようなケースについて被災宅地の買い取りが認められないか、複数の相談が個別に寄せられたことから町では国や県に対し第1種、第2種災害危険区域から第3種災害危険区域への移転が防災集団移転促進事業の対象となるか確認してまいりましたところ、先般こういったケースを対象とすることは制度上可能であるとの見解が示されたところでございます。これを受け、町では当区域に移転する場合においても被災宅地の買い取りを行うこととしたものであります。以上の経緯につきまして、事業実施前段での議会に対する説明が不十分であった点につきましては、執行部側の手落ちであり、おわび申し上げる次第であります。被災者支援の拡充という観点からの制度整理であるという点をご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目、第3種災害危険区域の方への支援対応についてですが、町では現在第3種災害危険区域から町内に単独移転される方に対し利子補給、または移転費補助を行うほか、新市街地に移転される方に対しては150万円の独自支援を行うこととしております。また、宅地をかさ上げして現地再建される方に対し、補助率2分の1、上限100万円の補助を行うこととしております。なお、第3種災害危険区域の方への支援拡充につきましては、今回県から発表のあった東日本大震災復興基金交付金を活用することが可能か現在検討を行っているところであります。

次に、3点目、第2種、第3種災害危険区域で全壊し解体された宅地の集積についてですが、これらの区域における宅地をどのように集積するかについては現時点で町の方針が確定しておらず、検討を行っているところであり、また支援についてもさきに説明しました復興基金交付金の活用等も含め検討を行っているところであります。

次に、4点目、先般報道のあった災害危険区域内の方への250万円支援の対象者に

ついてですが、今回の交付金に関し、県から示されている交付要綱によれば対象者は東日本大震災発生時に津波震災区域内の持ち家に居住していた世帯、それから同一市町内で住宅を再建する世帯及び防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅土地取得に係る利子補給の対象とならない世帯という3つの条件を全て満たす世帯とされております。また、対象となる事業は住宅および土地取得に係る利子補給または補助、移転旅客経費に対する補助、宅地のかさ上げ等に係る利子補給または補助等とされています。町としましては、この交付金をまずは防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用が認められない方への支援に充て、これまで救済できなかった世帯への制度の拡充とあわせ被災者間で支援格差が生じないようにしたいと考えております。

また、あわせて他の支援策を実施することについて、現在検討を行っているところであります。

次に、大綱第2、土地利用についての1点目、被災農地の扱いについてですが、防災集団移転促進事業による買い取りができる農地は宅地並み課税の適用を受けているもの及び農地法第4条及び5条の規定により、自己の居住用として使用する旨の許可申請が行われたものとなります。これらに該当しない農地については防災集団移転促進事業による買い取りの対象外となります。なお、防災集団移転促進事業により買い取りを行った土地が虫食い状に点在する状態となることから、町では圃場整備事業による土地の集約化や公共施設用地、産業施設用地等の土地利用とあわせて農地の整序化を図ることも検討しております。これら、事業につきましては今後各事業における説明会等を通じて適宜町の方針をお示ししていきたいと考えております。

次に、2点目、防災緑地の盛り土高さや避難ビル設置についてですが、防潮林を含む防災緑地ゾーンについては防災緑地整備事業に係る全体計画の中で想定される津波災害時の避難人数、避難施設の規模と数量、平常時のレクリエーションを目的とした施設内容などを検討しているところであります。防災緑地の盛り土の高さにつきましては林野庁が基本的な方針を定め、木の粘りを考え地下水から3メートルとし、その事業は林野庁で実施していただいております。一方、防災緑地内に設置を検討していた多重防御施設としての築山については、津波現勢の定量的効果を証明するための根拠となる有効なデータがなく、必要性を説明するのが難しい状況ではありますが、避難施設としては一定の築山をつくることができると考えております。

次に、避難ビルなどの沿岸避難施設の設置につきましては、避難ビルやタワーなどの建築物と築山の頂上に広場を設けて避難場所とすることの比較を行い、その配置、形状、必要箇所数などの検討を進めているところであります。これら、避難施設などの事業化に当たっては国交省、林野庁、県などとの協議が必要であることから、これら関係機関と協議を進めながら計画の策定に努めてまいります。

次に、3点目の避難道路10路線の整備についてですが、震災復興計画では道路の拡幅などにより災害の際にもいち早く浜側から避難ができるよう町内で10本の避難路の整備を計画しております。昨年12月7日の余震で津波警報が発令された際には、避難車両の渋滞が発生し車両待避スペースの確保などを含め避難路の整備の重要性が改めて認識されたところであります。これまでの国との協議の結果、現在のところ山下新市街地の南北に接する二つの路線と、磯浜漁港から高台までの避難路の合わせて3路線の事

業化が認められたところであります。避難路の整備には沿岸部の整備計画やそれに伴う避難人口を精査検討し、その必要性を整理して今後も復興庁へ避難路の整備を要望していきたいと考えております。以上であります。

4番（菊地八朗君）はい、議長。それでは、1点ずつ再確認をしてみたいと思います。

まず危険区域からの住宅移転をどのようにという第1点の質問なんですが、被災者に対して私は今までもずっと言ってきた。移転促進区域の見直しこそが必要だと。買い取りは一応1種、2種から3種に移ったのみで、2種は3種の深さはかさ上げ、盛り土50センチメートルにすれば可能で、再建が可能です。2種区域は1.5メートルのかさ上げをすれば再建が可能です。その2種区域を今回はまだ認めていない。1種、2種から3種のみを認めるという回答に聞こえますが、住宅再建が可能な2種区域もここで移転促進区域と組むべきと考えますが、町長はどのように考えますか。

町長（齋藤俊夫君）先ほどお答えいたしましたように、県からの支援金を活用した制度の設計を進めているところでございますが、いろいろと考えている最中ではございますけれども、基本的なその辺のこの区域の関係、これにつきましては担当課長の方から少し補足をさせていただきたいと思っております。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）菊地議員の今のご質問なんですけれども、2種区域自体は実は移転促進区域というようなエリアの中に入っております。1種、2種につきましては、防災集団移転促進事業の事業に乗るといような部分でございまして、その2種と3種の線引きという部分でございまして、それにつきましては津波の浸水深、今回の津波の場合ですと2メートルの浸水深を越したところで家屋の全壊、流出という部分が多い。それはほかの被災市町でも同じような並びで整理がなされているといようなところでございます。そういった部分で、1、2種部分につきましては移転促進区域をかけた上で、それ以外の可住地に住まれる部分については防災集団移転促進事業の制度に乗っかっていくといようなことで考えております。

あわせて、町長の方からもありましたが、3種区域の方に対しての支援制度というものがどういったものが考えられるのかといった部分は、今回配分が予定されております基金の方の中で考えていきたいといような状況でございまして、ご理解の方をよろしくお願ひしたいといふふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。まず今後の取り組みとしても3種区域ばかりではなく、この人口流出が繋がっているも3種区域の浜通りといつか被災区で人口が1番多かった。この町民の流出、それが1番大きいので、2種区域も今後の検討課題として取り組んでほしいと思っております。

それと、新市街地に対する移転される方に対して150万円の独自の支援、これは結構なんですけど、税の公平性、そういう逆にここに家を建てる方、750万円の利子補給もありますけれども、かさ上げの盛り土高さでかさ上げして建築する、再建するといふ方に金の借り方、利子補給は金貸したのさ借りられる人に補給するのであって、こういう方法の借り方をしたらうんといふ便率がいいですよといふこれは窓口に来られた町民に対して有利な方法、ただ銀行にいった相談しろではなくこういうセミナー等も職員等を担当窓口、そして窓口の方は受けて町全体の職員で統一するといふそういう受講させて、そして共通認識を持つと各諸君もそして我々、そういう考え方の取り組みの姿勢、取り組みのあり方を町長考えてはどうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今検討している中ではこれまでなかなか支援の検討をしたくてもできないような状況がありましたので、できるだけ幅広い検討はしたいというふうに思いますけれども、いずれ菊地議員ご指摘のように、全体の公平性といいますかバランスといいますか、そういうふうなものも一考でございますので、そういうふうなものも念頭に置きながらできるだけ救済できるような、支援できるようなそういう制度設計を早くまとめて、また議会の方にもお示ししていきたいというふうに考えております。

4 番（菊地八朗君）はい、議長。それから、宅地かさ上げについてですが、宅地かさ上げの場合の基準は一応どこに持っているのか。今までの説明ですと、入り口の道路、路面高さよりという基準になるんですが、その道路は一定ではないと思うんですよ。必ずしも。そうすると、今までと同じで隣の家は80センチメートルになったとか見方によっては隣は基準どおり50センチ、例えば3種だったら50センチメートルで一定の大体の高さが標準化されているようなそういう再建する方への費用の2分の1、上限100万円これにこだわることなくこれに例えば道路北南で少し高さ変わっていても一応この1番高いところからか基準を設けるのか。ちょっとロウハイをとって低いところを基準として何ぼにする。そうして新たな再建するに対してもちゃんとしたある程度のレベルを保たないと排水問題も影響すると思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。かさ上げ支援の考え方でございますけれども、3種区域では道路センター高からの50センチメートル、2種区域では道路センター高からの1メートル50センチメートルということで、いずれもその高さについては建物の基礎の上端から道路のセンターということで、道路につきましては、1番多い場合ですと4面を道路に囲まれているという宅地などがございます。宅地の接している道路の中で安全性を担保するという観点から道路高としては1番高い部分、そのセンターの高さからの基準として50センチメートルないしは1メートル50センチメートルとそういうような高さの設定をしていただきたいというふうに考えているところです。

そういった部分で、制度の方の要綱のつくり込みも始まっております、今現在そういった部分についても申請なりが上がって実際にやられているというような状況もございますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

4 番（菊地八朗君）はい、議長。今私はちょっとあれだなと思うのは、新たに再建する人は道路高の一番高いところの中心で基準にするとそうするとこの震災で津波かぶったんだから少しでもいろいろな事情があつてここに再建するんだけど、低いところよりではなく高いところから除染、それを基準にしると言ったら周りしたら少しでも盛るよ。2分の1の補助、100万円はならなくてもどうせこの補助の額2分の1、これを原点して50センチメートルだった。あと10万円出して10センチメートル高くすると言って10万円出して高くするとそれをランダムしている分、本当に隣近所の高さというか今までの隣と競争するような形が生まれると思うんですけれども、そこを支援の仕方というかそういうところの整序化というかそういう基準の説明というのはもう少しあっていいと思うんですが、もう一度、再度。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。まず、補助金の補助率2分の1、それから上限100万円という部分の設定の仕方ですけれども、標準の宅地なりの部分でその部分を50センチメートルないし1メートル50センチメートルというようなかさ上げをした場合に、標準的にどれぐらいの面積当たりの単価が発生するのかとそういった部分がある程度町

の方でもちょっと照査をさせていただきまして、おおむねこういった金額であれば造成なり、例えば土盛りでその高さを稼ぐのか、それとも建物の基礎で稼ぐのかという部分で検討、それでこういった単価を設定しているというようなことでございます。山元町の場合は余り起伏に富んだような状況の中での建物を建てられているといった部分もございませんので、ある程度平面的な場所に建物を建てられるというようなこともございます。そういった部分で、これらの2分の1、上限100万円という部分の補助につきましてはある程度被災者の皆さんが建物を建てる際にはある程度十分な補助の金額とはなっているのではないかとこのように考えているところでございますので、その辺ご理解いただければというふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。できるだけそういう平準化ができるように、そして説明をしてほしい。

3点目の被災第3種危険区域の方々の支援についてなんですが、町長答弁によると、現時点での町の方針が確定しておらず、検討中ということなんですが、3種区域から町外に出て行ってこの宅地は買い上げになりませんか、そういうところの宅地この管理、これはその人がどのようにすれば、例えば町外に出ていきました。家も全壊扱いで解体しました。この宅地は残りますけれども、この荒廃、草だらけになってくるよ、すぐ。このときの管理というのはその宅地の地主である方があんたしろよと言ったってなかなか来てしないよ。そういうところのこの管理運営の仕方というのはどのように考えているのか。そしてその方がその管理の仕方の支援というものを考えておられるのか、伺います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。今回の復興基金交付金の対象といたしましては、実は対象の要件といたしまして同一町内で住宅を再建する方というふうな限定がなされております。そういった部分で、今回の基金を使つてのそういった支援というのはなかなか難しいという部分があるんですけども、これとは別に先般から来ておりますある程度自由度のきく基金なりがあります。限られた予算の中ではあるんですけども、そういった部分でその管理、今現在実際として3種区域の更地についての管理という部分については助成などもなく、所有者の管理下のもとにやっただけという実情がございますけれども、そういった部分とはまた別にそういった3種の方たちも1種、2種の方と含めたような形で何かそれにつけ加えられるような支援といったものが考えることができず、そういった部分が先ほどの検討させていただいているという内容でございますので、いましばらくお時間の方をいただければというふうに思っております。以上です。

4番（菊地八朗君）はい、議長。被災支援、被災者間での支援の差が生じないように、一応こういうこともちゃんと取り組んでいかないとどうすっぺな、出ていった。本当に3種区域で放棄して出てい行ったわけで、行きたくて行ったわけではない。こういうことがホームページ等でももっと細かく段々後になってどんどん認められてくるというのが現実であって、そこに対して町長は町民の生命と財産という形で責務がある。だから、それに対して平等な支援という考え方で何とかこの3種区域の人たちが支援、本当にこれを重点的にもっと取り組んでいかないと今町長自身も多分今1種、2種区域の3種区域とこのように特に区分けをした中で3種区域の人、方々への支援は本当に充実されているか。本当に平等になっているかという点で町長改めて町長の認識、今後取り組むとい

う回答でも結構なんですけれども、その認識の。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えしたとおり、今回の追加配分の考え方をできるだけ幅広くというふうなことで今検討中でございますので、その辺も含めた対応、どこまでどういうふうにできるのか検討しておりますので、もうしばらくお時間をちょうだいしたい。なお、前段3種区域内での土地の管理というような問題提起もございましたけれども、今回の場合は津波の被災エリアというふうな部分があったりもします。一方では、丘通りの太陽ニュータウン等での地震での関係もあったりというようなこともございますので、その辺の前後関係を見据えながらのこの制度の設計ということにも留意していかなければならないのかなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

4番（菊地八朗君）はい、議長。復興は我々は今まで一貫してやってきましたけれども、スピード感を持った復興という形で取り組んでほしいということを一生涯懸命言ってきたつもりで、その感覚には変わらないと思うんですが、この支援格差という思いから、観点から今復興というのは壊すだけ、解体、目立っているものが復興と勘違いしてもらっているのが壊すこととかがれきは本当に進みました、私も。それから解体も進みました。新たな復興と見えると思ったのはいちご団地が本当に目に見えるぐらい進んできて、ビニールもかかってきた、ハウスも。それと災害公営住宅のもうちょっと建ったぐらい。こういう目に見える復興のあり方がこれから実行へ取り組むということで目に見える取り組み、そういうことだと思うんです。そこでこの支援とちょっとずれますけれども、支援の仕方、基幹産業、農業を本当におかげさまで一生涯懸命いちご団地の促進というか、関連ということで、例えば漁業の関係で磯浜の漁民が船を買った場合の町独自の支援というの少しは考えていいんじゃないか。いかがでしょう、町長。

議長（阿部 均君）あの。

4番（菊地八朗君）はい、議長。関連。支援のあり方を関連。

町長（齋藤俊夫君）はい。関連というようなことで、漁業関係の支援というようなことでございましたが、確かにこれまで1次産業の中でも農地なり、あるいはイチゴの復旧に対する一定の支援があったわけでございますけれども、バランスが大事だというふうに思いますので、その辺は基本的にバランスを失しない形でこの問題に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、ご質問を改めてどういう制度になっているのか確認を、再検討する中でできるだけバランスのとれた支援策になるように前向きに対応していきたいというふうに思っています。

4番（菊地八朗君）はい、議長。よりよい支援のあり方を要望して次に移らせると思っています。

大綱第2点目、土地利用計画についてですが、前回宅地並み課税の適用ということをご前提とした居久根、野菜、屋敷の中の居久根の部分はどうするんだということで、最小といえその辺は宅地並み課税として扱いたいという要望も回答もあったので期待はしていただんですが、対象外だとこの辺のことで回答の中で農地の整序化を図ると回答ありますが、この整序化、具体的にどういうふうに整序化を図るのかお伺いいたします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）今回、圃場整備事業にあわせまして土地の集約化、整序化を図るというようなことを考えております。具体的に申しますと、防災集団移転促進事業で買上げました宅地が虫食い状に現地の方には残るといった部分がございます。そういった宅地を集約するのとあわせまして、現在あります農地の方も区画整理、圃場整備の手

法を取り入れまして田んぼ、農地の大区画化、そういった部分もあわせて行いたいというふうに考えているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。1番気にするのは屋敷っていの。例えば4反歩あったらその宅地の部分が1反歩だ。あとの居久根だのほつつだの合わせて3反歩残ったけれども、清純化、農地の方の整序化はわかったんだけど、これも農地だとは分筆していてこのところ指定整序化したとき、その地権者に対してどのようにしろというどうしろ、どう扱えとどういうふうにして説明していくのか改めて問います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）これまで防災集団移転促進事業においても各世帯の方々と個別面談であったり意向調査といった部分で具体的にこういった希望なりもお聞きしながらやってまいりました。今回、こういった圃場整備をやるということになりますと、そちらの方々、世帯、地権者の方々に對しましてもどういった将来的な希望観測を持たれているのかといった部分を個別にそういった意向調査を踏まえながら、そういった方たちの意向も踏まえた上でこういった圃場整備のエリアであったり、例えば防集の跡地であればそういった部分を集約化して、いずれは例えば産業用地として活用するとかそういった部分の土地利用計画というのを今後詰めていきたいというふうに、そんなように考えております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。そこでだからわからないというのは区画して残った。道路のその入り口は宅地として当然買わなかったら工事も入れないから購入してもらえるんだけど、残ったところ、どういうふうに区画してそのところは将来的には今まだ支援の中の買い上げにならないけれども、将来買い上げにその中の地域で農地の例えば畑だったというところ、今耕作して震災前の耕作した畑そのところ居久根というか屋敷内の残った部分は将来は買い取りますとそういう方向に向けて一生懸命県国に支援をいただいて買い取る方向に進めますというこのそういう回答でもない町民はわからないと思うんです。私もよくイメージ図として伺わないんだけど、その辺について再度。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）防災集団移転促進事業自体は、建築物が建っていた土地の買い取りというようなことで限定させていただいていますけれども、今後こういった圃場整備が入ればそういった農地についても継続の意向があるとか、あとはその農地は廃業されて土地についてはお譲りするといった方々とかもおられるというふうな部分が出てくると思います。そういった部分の意向をきちっと確認した上で、その区域の土地利用の計画を詰めていくというようなことになりますので、そういった事業内容だということでご理解いただければというふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。そういう方向で本当に安心できるとかあきらめたと言ったら失礼だけれども、地権者に対してあきらめるというのは失礼なんだけれども、ほかの転用がきくような方向でいろいろ被災者のための被災者の立場に立った進め方をしてほしいという要望をして、次の3点目、避難道路について伺います。

まず、避難道路10本のうち3本が、ここの避難道路で同僚議員もいっぱい質疑をやってきましたが、この中で浜から6号線までしかみていないと思うんですね。今道路道路と言って。私も避難したときは1回帰って、たけだの魚屋さんまで来なくてその手前で右回って農道というか農道を通って農協から行って東街道を渡ってこの役場まで避難しましたけれども、東街道までの避難道路に対して東街道を直線と真っすぐ来られる道路は何本あると思いますか。まずその認識という形で。

議長（阿部 均君）誰も答弁がないんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。浜通りから直線ということですと、山下花釜線が該当すると思いますが。

4番（菊地八朗君）はい、議長。山下花釜線、あの信号機あって中学校、小学校の前行って1本しかないでしょう。本当に東街道にぼんと入れるという道路が全くないんです。これは年寄りで言ったら逆に環状線のような形で東街道は本当にもっと避難道路としての扱っても大事だし、山元町の避難道路、避難通路の中の環状線という形でリンクさせて東街道へぼっと逃げられなかったら交通渋滞だ。そんな国道は避難道路として防災のときは自衛隊で押さえられたり万が一のときはそういうことで通れない。東街道に直接抜ける道路の間隔、避難道路としてのそういう取り扱いというのはちょっと薄れているような感じするんですが、その辺の検討とは町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、東街道に直接往来できる道路というのは、担当課長ちょっと1本というふうなお答えしましたけれども、例えば坂元停車場線も東街道の方に通じていますし、高瀬街道についても笠野方面から、いずれそう本数的に多いというふうな状況ではないというのは確かだと思います。そして、ご指摘のように我が町の場合は車の避難というふうなことを考えた場合、単に国道まで来たからということでは車の渋滞、滞留の解消というふうなことにならないというような点をもっと大事にしていくべきなのかなとそういうふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。本当にこの避難通路の環状線というかここで東街道というのは我々も本当に避難するまでは余り重点的に置かなかったんです。実はおれも余り東街道は使うときがなかったから、はっきり言って。けれども、この震災になって逃げるとき、おれはたまたま逃げたからでないけれども、東街道、今いっぱい使わないとだめな状況なんだけれども、東街道に本当に真っすぐ抜ける道路は少ないんですよ。ですから、本当にこの避難通路、そして今後山元町に他町村から住宅を求めて来る人に関しても少しでも高台でいいところといって来るかもしれないのに、東街道が現状のままでは近辺の開発といったらいいのか広がりにも影響あるので、再度本当にこの東街道の拡幅から東街道への避難道路の拡充という形で再度認識、これを今度の避難通路の中の取り組みに検討する、入れるという考えはありますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。きのうきょうの国の復興推進会議等の中でも新たな交付金の用途拡大、柔軟運用というふうな考え方も示されておりますし、今のご指摘なども踏まえて避難道路のあり方、位置づけというものをもう一度原点から見直す中で必要な実現に向けての要望、これはしっかりとしていきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。改めて被災者の格差のない支援の拡充、そして避難道路としての道路整備も道路網の整備を再度町長に確認して私の質問を終わりたいと思いますので、町長、再度確認を、そして取り組みの姿勢をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の巨大津波による激甚な被害、あるいは尊い多数の犠牲者、これを二度と繰り返さないように、仮にあっても少しでもその災害を減らせる、減災できるといったそういう取り組みが必要でございますので、そういう観点から町民の安全安心を守るための避難路を中心としたまちづくり、これをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、国の方でも大分本格的な復興という新しい段階、ステージに向けての復興交付金の用途の柔軟運用、拡大というふうなことの方針が示され

ておりますので、そういう部分を限りなく生かした形で復興まちづくりを進めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。（「スピード感を持って取り組んでもらえるよう要望して私の質問を終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）4番菊地八朗君の質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は午前11時といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君より一時退席する旨の届け出があります。

11番伊藤隆幸君の質問を許します。伊藤隆幸君登壇願います。

11番（伊藤隆幸君）第1回山元町議会定例会議会において一般質問を行います。

あの忌まわしい東日本大震災で住宅を失った被災者にとっては1日も早く生活拠点を取り戻すことが一番の喫緊の課題だと私は思います。本町では、災害公営住宅入居が4月から始まり、被災者にとっては段階的なめどが立ってきました。新市街地においては災害公営住宅600戸を含む約980戸の住宅整備をする計画が示されています。山元町新市街地計画には土地の確保が大前提となります。次の点について伺います。

1点目は、新山下周辺地区、新坂元駅周辺地区、それと宮城病院周辺地区、3地区それぞれの地権者数は何名いるかということについて伺います。

2点目として、次に未相続者数の人数について伺います。

3点目、新山下駅周辺地区の未相続者に対する行政として解決方法の手助けについて質問いたします。

4点目、新山下駅周辺について、前々から質問していましたが、ジオラマというか模型はいつごろでき上がりますか。

5点目、新山下駅地区周辺入居者が買い物難民にならないよう商業施設計画の進出状況について質問いたします。

6点目、新山下駅周辺地区集団移転の地権者に対して説明会では25年度の作付けは自粛してほしいとの申し入れがあり、個別訪問地権者の際にも同様なお願いをしています。時期がずれ込んだ場合の対応についてお伺いします。

7点目、新山下駅周辺地区の代替地を必要とする方々の対応について質問いたします。

8点目、土取り場を町内に求める考えについて。

以上、8点について一般質問をいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、集団移転地の用地の確保の方法についての1点目。3地区の地権者は何名かについてですが、現時点では新山下駅周辺地区100名、新坂元駅周辺地区42名、宮城病院地区1名の計143名となっております。

次に2点目、未相続者の人数につきましては、新山下駅周辺地区で19名、新坂元駅地区4名の計23名となっております。

次に3点目、未相続者に対して行政として解決方法の手助けにつきましては、相続の手続は基本的に相続人の方に実施していただくこととなりますが、町といたしましても手続の説明、公的な相談先の紹介など、町として協力できることに関しましては積極的に取り組んでまいります。

次に4点目、新山下駅周辺地区の模型についてですが、現在まちづくり協議会で市街地のレイアウトや景観について検討中であり、今後、町並みについて議論されますことから模型を作成するまでには至っておりません。また、景観などの比較検討を行うにはコンピュータグラフィックによるイメージ図などが有効であり、現段階ではそれらを活用したいと考えておりますが、協議会の中で町並みの議論の熟度が上がった段階で模型の作成について検討したいと思います。

次に5点目、新山下駅周辺地区の商業施設の進出状況についてですが、商工会を通じて商業者へアンケート調査を実施した結果、一定の出店希望があり、個別に打診のある商業者もあります。今後、新市街地CM業務により商業者意見集約、誘致活動、選定方法の検討及び公募の実施補助を受け、魅力のある商業者を誘致し、にぎわいのある町にしていきたいと考えているところであります。

次に6点目、新山下駅周辺新市街地の地権者に対して25年度の作付けは自粛してほしいと申し入れているが、時期がずれ込んだ場合に対応についてですが、9月の地権者説明会では年度内から用地買収を始め、年度明け早い時期に工事着手することを想定しており、25年度の作付けについてはご遠慮いただくようお願いしたところであります。しかし、津波復興拠点整備事業で拠点施設の建築物も含む事業認可は国、県ともに初めての事例であり、調整に時間を要したことから、多少ずれ込んでいるところですが、鋭意用地買収を進め、買収の進んだところから少しでも早く工事に入りたいと考えているところであり、近々、議会にご説明申し上げながら工事発注手続を進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に7点目、新山下駅周辺地区の代替地を必要とする方々の対応につきましては、移転先または代替地先の選定については地権者ご自身に行っていただくことが原則となっております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、被災者の方々にとっては生活の基盤となる住宅の早期再建が喫緊の課題であり、その受け皿となる新市街地の早期整備が求められているところでございます。そのため、代替地をご要望され、かつご自身で探すことが困難な地権者の方に対しましては、町として必要な協力、支援を行ってまいります。

次に、8点目の土取り場についてですが、現在町内至るところで復旧・復興工事が行われております。多重防御の選定となる防潮堤や排水路等の災害復旧工事、町発注の新山下駅周辺の災害公営住宅造成工事やいちご団地造成工事と、全ての工事で多くの盛り土材を使用しております。町内の主な土取り場は高瀬の西石山原の2か所ですが、そのほか、角田市や丸森町、亘理町など近隣の市町からも運搬している状況にあります。今後につきましては、新山下駅周辺の造成工事や県道相馬亘理線のかさ上げ工事など、多くの盛り土材が必要となります。町としましては、町内の土取り場の搬出可能な量の調査と、山元町で工事を行っている国県等の事業主体と施工業者で構成する山元町工事安全協議会連絡会、この中でも必要な土量、土取り場の場所などの確認調査を行っているところであります。

本町の地形や土質等を考えますと、土取り場としての適地は限られておりますことから、周辺の環境や跡地利用等も踏まえ慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。確認しながら再質問をいたします。

1 点目は3地区それぞれで1 4 3名というお答えでしたが、そのとき、どんな感触、感じというか受けたかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。きのうの一般質問の中でちょっと触れさせていただきましたが、新市街地の整備に向けて、宮城病院は別にいたしまして新山下駅、新坂元駅周辺、これは農地を活用した造成というようなことでございまして、結果としては国の方の新しい考え方といいますか前向きな考え方の中で、これまで必要だった農地の転用の同意、これはそういう手続きを経なくてよろしいというようなことで一歩前進した形になったわけですが、少なくとも農地転用という同意をこれまでちょうだいするために担当室を中心としていろいろ地権者の皆様と交渉をさせていただいておりますが、その雰囲気からしますと、少なくとも農地転用は同意をしてくださったということは、その先のいろいろ具体的な用地交渉という側面はございますけれども、土地の利用、活用ということについては基本的に前向きにご理解いただいているのかなというふうに考えているところでございます。

残り2割近い、結果として農転の手続が必要でない部分でございましてけれども、これらにつきましても今後事業認可がおり次第、これは今月中にも工事の認可がおりするというふうな見通しでございまして、できるだけ早い機会に地権者の方に当たる中で、もう少しいい感触を確認できたというふうに思っているところでございます。いずれにしても、議員ご指摘のとおり、早期の復旧・復興、ひとえに地権者の皆様方の温かいご理解なしには一歩も前に進まないわけでございまして、私としてもこれに町挙げて全力投球で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい、議長。町を挙げて全力投球する、そういうお答えいただきました。個別訪問で地権者に対して割合とこの一対一ならば会場は別として自宅なら本音が出るんですけども、その本音の部分でどういう感触を得ましたか。質問します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申し上げましたように、農地転用というふうな部分でのご同意はおおむね8割近いということでございまして、具体の用地の取得に向けた交渉、やりとりというのはこれから、事業認可を受けてからということでございますので、まだ本格的な用地交渉の段階での感触をこの場でお話するのはちょっとまだ難しい状況にはございます。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい、議長。今まだ個別訪問は入ったばかりだから感触までは、要望なりは伺っていない。理解しました。

2 点目、3 点目なんですけれども、きのう同僚議員の質疑の中で理解はいたしました。未相続に対しては相続手続がなければ開発行為、そして埋めることもできないんです。行政サイドで売買契約が整ったところから埋めていくとの後段の質問でありましたが、その際、トラブルなんかないようにどういうトラブルなり何なりがあるかにわかりませんけれども、きちんと対応してほしいと思います。

4 点目に移ります。模型の制作の件なんですけれども、前々の私が質問したときはこの回答にもあるんですけれども、まだ制作はしないから1 0 月ごろになるやに伺ってい

ました。その件で私なりに今3月ですから5か月も日にちも要したものですから、その件の考え方について再度質問します。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。模型の制作の件につきましては、以前からお話がございます。検討していたところですが、その中で、新市街地の土地利用の形、その部分を検討している最中であったということで模型づくりには至っていなかったという部分がございます。さらに、まちづくり協議会、こちらの方が発足をいたしまして、その中では、町長の答弁の方にもございましたが、景観的なもの、例えば壁であるとか屋根の色、それから道路に植栽をしていくであるとか、そういうような部分というのは現在は絵としてイメージ図をつくって資料を提供してご議論いただきたいと思っております。模型ということになってしまいますと、全てそういう壁の色とか屋根の色も色ついてしまいますので、その部分でご議論いただいた上で一定の方向性が出れば実際にそういう模型、ジオラマ的なものの制作をいたしまして皆さんにご理解いただけるよう、わかりやすいような形でお示ししたいと思っております。

それとあわせまして、災害公営住宅、こちらの方につきましては模型をつくりまして間取りであったり建物のイメージ、それから周辺の土地というか駐車場等、そういうものもわかるような模型などをつくって皆様にご提示しているところであり、今後も議員の方のおっしゃられるような形で模型なりそういう形で、見た目に新市街地のイメージがちゃんととれるようにこれから努力していきたいと思っております。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。本格的な模型は要求していません、今の段階では。中央に用水路の構造がどうなるのか。そして停車場線が避難道路として活用されるやに前々の議論で伺っています。そして、新田川、それに付随して笠野浅生原線、その道路の形態なり何なりで駅が何メートルになる。そしてこの公共施設はどこになる。そういう大ざっぱな高さなり何なりを示してほしいような模型で結構なんですけれども、その件の考えは。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。今のご質問の件なんですけど、議員もちょっとお目にされたことがあると思うんですけど、山下の新市街地の上空から見たようなイメージ図の方をご覧になられた状況があると思います。現在、コンピュータグラフィックの作りとしては視点を変えて、例えば地面から見た形の視点に変えとかそういう形で臨場感のあるような図面を作成することもできます。それには、先ほど申しましたように、色であったりその周辺の施設、そういうものをいろいろ入れかえることも容易にできるという状況がございますので、現段階においてはまずそのイメージ図の方で皆さんにイメージを持っていただきまして、それで一定の方向が出た段階でそういう模型づくりの方に着手をしたいというふうに考えているところでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。今までの議論も踏まえて、何月ごろできる予想。なぜこういう質問するかというと、先祖伝来の土地、そしてそれが失われますから、後々の部分でこういうものに利用されて、そしてこの形がこうなったんですよ。そういう思いもあると思うんです。私はあそこで田んぼをつくってましたから、私もそう思います。思いは強いです。その辺について伺います。

副町長（成田隆一君）はい。伊藤議員のご質問でございますけれども、確かに模型があると非常にわかりやすい。本当にそれはそういうふうに我々も理解しております。もう一方で、最近、今町長からお答えさせていただきまして、コンピュータグラフィックというふうなのはかなり、いわゆる3Dデータとかこういうのが主体となっていて、

ここの模型の場合は1回つくとイメージが変わるともう1回つくり直さなければならぬ。かわるとまたつくり直さなければならぬということで、模型というのは非常に高いものですからある程度固まってからつくりたい。そういう変化の度合いをコンピュータグラフィックの場合は状況に応じながらどんどん変えていけるというふうなことができますので、ぜひ当面このコンピュータグラフィックでいろいろイメージを得ていきながら、ご理解いただければとこういうふうと考えております。よろしく申し上げます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。コンピュータグラフィックの方がより精度的な一目瞭然。そういう話でした。

次の質問に移ります。4点目ですか、5点目ですね。商業施設の進出状況なんですけれども、去年開催された山下区でふれあいトーク、そのとき副町長がおみえになりました。知っていますね。私も出席しました。ある参加者から商業施設の進出状況についてお尋ねがありました。そのとき、2社ほど打診ありと副町長は回答しました。そして、出席者は具体的に名を挙げてくださーいと言いました。守秘義務なり何なりもありまして答えられないとの返答でした。理解します。全体計画の中で商業施設は何パーセントぐらいとっているのかを伺います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。申しわけございません。今手元に……。すみません、ちょっと資料を確認しますので少々お待ちください。

すみません、お待たせしました。山下地区につきましては、商業施設が3.4パーセント。お待たせしました。坂元地区については5パーセントでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。山下地区3.4パーセント、坂元が5パーセント。わかりました。

去年ですか、我々商工会に対して新山下駅周辺に出店のアンケートがありました。そして、その結果について、ここには交渉を進めているとの回答がありましたけれども、何社ぐらい、何店ぐらい出店が。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど私の説明の中で一定の出店希望者があるというふうにお答えをさせていただいたところでございますが、現段階でいろいろ出入りもございまして、まだ具体にお話しするのはもう少しお時間をかしていただきたい。いろいろ引き合いもございまして、この前の話はなかったことにしてくれという話もあつたり、いろいろ出入りがございまして。ある程度いい形が固まってくる中でお話ししたほうが、いろいろ出店者のそれぞれ思惑も多分にはございまして、その辺は慎重に対応させていただきたいと思っております。ただ、一定のというふうな部分は私も思った以上にそういう希望が寄せられているのかなというふうに思います。これは先ほどの町内でのアンケートに加えて、町外からの意向なども含めてというふうなことでご理解を賜ればというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。私もいろいろ商売人の端くれだと思っております。そして商業施設には私は難しいと思っております。私は持論です。なぜこの場で私の意見なり何なりを述べる必要もないんですけれども、あえて言わせてもらいます。すぐには商業施設はならないと思っております。とにかく人がいなければだめなんです。であるならば、にぎわい、人が張りついてある程度の戸数なりそして鉄道が開通したら別ですよ、これは。ある程度人通り多いと来なければだめです。6号線に出したほうがいいです。店なり何なりを町当局でこの家賃収入得るような形で整備してもらえるような形で考えているんですか。そ

の辺を伺います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。用地の方は造成の中で出すことになるんですが、その土地については借地もしくは売却をするというような方式でございます。以上でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。あくまでも自分でこの建物なり何なりを建てないと営業できないわけですね。わかりました。

議長（阿部 均君）それは確認の質問ですか。（「はい、確認です」の声あり）

事業計画調整室長（高久政行君）はい。基本的な部分は、先ほど申しました借地及び売却という形になるんですが、これから商業者の入っていただくに当たりまして、どのような形で町の方で用意をしていくかという部分については、これからはもう少し検討させていただいた中で方向性を出していきたいと思っております。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。この6点目の時期がずれ込んだ場合の回答ですが、再三町当局からこの自粛してほしい。これについてはよしとしたいと思います。

次に7点目なんですけれども、代替地の対応ですけれども、この計画は地権者が事前に何の相談もないんですね。勝手に町当局で絵を描いてそれに従ってくださいよといったような記憶だと私は理解しています。であるならば、震災からの復興という題が全面に入っていて、こうしてくださいよとお願いだけです。農地で何名、あと今度新しくできる山下山元町役場に通じる新道路の宅地の反応について伺います。反応。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。先ほど町長の答弁の中でもございましたけれども、今都市計画の事業認可を両地区、新坂元地区、それから新山下地区、事業認可の取得の手続をしております。その事業認可がとれた後、正式な用地の契約ができるという今スケジュールで進んでおります。今まで、先ほども同じ町長の答弁でございましたけれども、その事業認可を取得するための前提としての農地の転用の許可、そういったものの……。効果の部分ですか。

事前に用地の取得につきましては説明をさせていただいております。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。改めてお聞きします。その反応とかどういう感触だったかをお伺いします。

まだ、例えば価格の提示とかそういったところまでは至っておりませんので、一応町の方から事業の用地の取得に対する協力を依頼しているというところがございますので、具体的な反応というのは……。

副町長（成田隆一君）はい。今甲賀室長からもお答えさせていただいておりますけれども、高架道路ができますので、一応高架道路が駅前から役場へできる道路というのは町民の長年のこれは願望でございましたので、これに対する反応といたしましては非常に受け入れていただけるというふうな形でございますけれども、ただ、個々の地権者さんにいたしますと日陰になったりとか騒音があるんじゃないとか、そういうふうな懸念の声も伝わってきておりますので、これはこれから事業認可をとりましたら具体的に対応を考えながら地権者の方々のご理解をいただき、この道路を築上してまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。先日、役場に通じる地権者の方と会う機会があったものですから、本当のことどうなんだとざっくばらんにお聞きしたんです。そうしたら、その話の内容は新山下地区の周辺のまちづくり、震災からの復旧・復興は十分理解しています。だが、自分の事業が協力することにおいて後退したので何のために協力したかわからな

い。そういう話がありました。代替地は自分で探せ。これはちょっと無理があって、そしてこの行政も手助けする。それも理解できます。好きで代替地を提供する人はいないと思います。だから、そこで何度も言いますが、せっかくの事業が片や高度では皆買収終わった。長年悲願である役場と駅との直結する道路がまだこれは非常にまずい形だと思います。あるならば、この役場と駅を通じる道路をつくって災害復興の部分、災害、いざ有事の場合もそういうこの情報交換なり何なりをつくる計画もあるやに伺っております。

議長（阿部 均君）論点を整理して、一問一答ですので1つずつ質問して答弁を求めてください。

そこで、町長にお聞きします。どういう対応でもって地権者が満足できるような回答、手助けなり何なりをするのかについて伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。山下の新市街地から役場の方に直結する道路の整備、これは今回の市街地整備で本当に不可欠な、大事な道路でございますので、ぜひ実現をしたいというふうに思います。先ほど室長がちょっとお話をさせていただきましたように、まだ事業計画を宅地を所有されている方にご説明した段階というふうなことでございまして、私からも申し上げましたように、用地買収そのものについてはこれからというふうな段階でございまして、今ご指摘のような部分、少しでも地権者の方にご理解をいただける形で用地交渉、その代替地のあっせんも含めましてやっていかなければならないというふうに考えておりますので、4月以降の用地交渉というふうになろうかと思っておりますけれども、そういう中でしっかりと地権者の方にご理解いただけるような対応に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。この買収なり何なりは土地交渉をする上で非常にこの誰が訪問するかわからないんですけれども、十二分私たち議員初め区内挙げて協力したいと思います。長年の悲願の道路ですから、十分心して事に当たってほしいと思います。

8点目の最後の土取り場の件なんですけれども、亘理町ではこういう事例があります。復興財源でもって土取り場確保した。中に潜んでいるのは今から土量は幾らも使うからそういう形で取得したものと思われまして。我が町でも長期的なスパンに立って環境や跡地の利用の問題もありますけれども、長期的考えますと絶対不可欠だろうと思います。その辺の考え方についてお願いします。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の膨大な復旧・復興事業に取り組む中でまさに大量の土量確保が、これもまた大きな課題であります。亘理町の事例も紹介していただきましたけれども、資料的には私も確認していますのは、例えば林地であれば表面の樹木の伐採状況、ここは交付金の対象になりますけれども、それ以外は対象外というようなことでご理解いただきたいと思っております。

いずれにしましても、必要な土量の確保、これは繰り返しますけれども大変重要な問題でございまして、いろいろ情報を収集をして過不足のないような確保策を講じていかなければならないというふうに思っておりますので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。最後の質問です。被災者の方々は好き好んで被災者になったわけではないのです。また、新山下駅周辺の地権者でもいろいろな思いで土地を提供する場面になるわけです。町長には被災者の立場、地権者の立場、両方の思いを受け止めてほしいと思います。事業を遂行してその思いを胸に遂行してください。町内外でこの大

事業は全く注目しています。何度も言いますが、この事業を町長目指すところのコンパクトシティの実現のため、足がかりになると思います。ぜひ実現してください。町長の考え方というかこの思いをお聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の大きな被害の中で被災者の方々の大変な思い、いろいろあるわけでございます。そしてまた、復旧・復興に向けて先祖代々の土地を受け継いできた地権者になる立場の方々の思い、いろいろな思いがあるわけでございますので、復旧・復興に向けては町民の方々の思いをしっかりと受け止め、これを町全体として共有しながらまちづくりをしていかなければならない。まちづくりは今を生きる我々のための復旧・復興でもございますけれども、子々孫々に受け継ぐ上での大切なまちづくりというふうなこともございますので、かねがね申しているとおおり、次の世代にしっかりとバトタッチできる、そしてまた誇れるまちづくりを目指して取り組んでまいりたいというふうに思います。先ほど伊藤議員からは理解者でも含めてというような大変力強いお話もちょうだいいたしました。ひとえに用地の取得、これが大切でございますので、これは執行部だけではなかなか難しい側面も多々ございますので、ぜひ議会の皆様なり町民の皆様方のそれぞれのネットワークなども十分に活用させていただきながら進める必要がございますので、よろしくお願い申し上げまして私のまちづくりに対する思いというふうなことでかえさせていただきたい。よろしくお願いいたします。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。町長から力強い言葉いただきました。終わります。

議 長（阿部 均君）11番伊藤隆幸君の質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時44分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）被災者支援室長より公務のため、午後の会議を欠席する旨届け出があります。

6番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。2013年第1回議会定例会に当たり、町民の皆さんの要望する当面の諸課題を初め、今進められております復旧・復興事業の推進、まちづくりにかわることなど町政全般にわたって町長の質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。

1件目は、被災者の医療費窓口負担と介護保険利用料の減免措置の継続を求める質問であります。これまで被災された方々にとってなくてはならない必要とされていた減免措置が3月で打ち切れようとしております。そうした中、東日本大震災から3年目を迎えようとしておりますが、いまだに厳しい生活を強いられている被災者の方々の切実な要求である国民健康保険などの医療費窓口負担と介護保険利用料の免除に係る費用を国が8割負担する措置が継続されることになりました。しかし、残り2割は自治体の負担となり、減免措置の継続を困難にしております。そうした中で岩手県では県が1割、自治体が1割負担し、支援の継続を継続、その継続を約束しております。もちろんこの問題は本来は国による全額負担が求められているものであります。とりあえずは県に

も負担を求めながら町として減免措置の継続を図る考えはないか、お伺いいたします。

2 件目の質問は、山元町学校教育の諸課題についてであります。山元町の学校教育について、復興計画では震災の影響により就学、通学困難な児童生徒への多様な支援を行うとともに、学区の再編及び学校の適正配置等を検討、さらに防災教育を充実させるとともに、地元食材を取り入れた学校給食により子供たちのすこやかな成長に努めますとして、その方向性を示しておりますが、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目は、就学援助制度の取り組みは十分か。

2 点目は、奨学金貸付事業の取り組みに支障はないか。

3 点目は、通学路の安全対策は十分か。この件につきましては、さきの同僚議員によってそれぞれの回答を得ているところではありますが、私からも若干質問させていただきます。

4 点目は、学校給食の業務委託での対応と取り組みの現状と今後についてであります。

3 件目の質問は、災害時の避難路の確保についてであります。昨年12月の東日本大震災の余震で津波警報が発令された際、避難する車両で主要道路が渋滞し、改めて避難路整備の緊急性、重要な課題であるということが確認されました。山元町の復興計画では災害時の避難路の確保として狭い場所の拡幅や交差点の改良を進めるとともに、東西の新たな道路整備を進め、迅速な避難ができるようにしますとして避難路確保の必要性、重要性を明確にしております。避難路整備の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、3件を私の質問といたしますが、町長のご配慮あるご答弁、そして誠意のあるご答弁を求めて私の質問といたします。

議長（阿部 均君） 齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、被災者の医療費と介護利用料の減免措置についてですが、今年度は大震災に伴う被災者に対する医療保険及び介護保険関係の負担軽減策として医療費窓口負担や介護保険利用料の免除措置を実施するとともに、半年間ではありましたが国保税及び介護保険料の減免措置も実施し、被災者に対する支援措置を講じてまいりました。

新年度におきましては、これまで本町が取り組んできた被災者に対する各保険制度に関する負担軽減が終了することから、本町国保被保険者に対する新たな負担軽減策を実施すべく検討を重ね、国保税の税率引き下げに関する条例を本定例会に提案したところであり、税率引き下げに当たりましては、限りある財源をもとに新たな税率の試算をしてきたところであり、今回の税率改正にあわせてこれまで取り組んできた医療費窓口負担の免除措置を継続することにつきましては、免除額の2割に当たる自治体負担が保険財政の安定的な運営を困難にし、また介護保険事業の運営につきましても第5期計画の初年度が経過した現時点においては震災後における特異な介護サービス給付費の動向を注視しながらの事業運営を余儀なくされるものと想定しておりますので、免除額に対する2割の自治体負担は現時点においては困難であると考えております。

本町といたしましても、被災者に対する継続的な支援が必要であると認識しており、各保険制度の免除措置等に関する特別調整交付金の概要要件での8割負担のみの財政支援ではなく、被災者に対する各保険制度の免除措置等に係る費用負担の新たな支援制度の創設について、国や県に対し要望してまいりたいと考えております。

次に大綱第2、学校教育の諸課題の3点目、通学路の安全対策は十分かについてですが、本格的な復旧・復興関連事業の実施に伴う大型ダンプ等の運行により、議員ご指摘のとおり、通学路の安全対策について危惧されております。復旧・復興関連の大型ダンプ等の運行に関しては、昨年7月から国土交通省を初めとする各発注機関で構成し、隔週水曜日に開催している山元町工事安全協議会連絡会で運行ルールの徹底、運行ルートの調整を行っており、特に学校周辺や通学路の通学時間帯については細心の注意を払い、事故の未然防止に努めております。なお、歩道が設置されていない国道6号の一部や農免農道との交差箇所については運行ルールの徹底、運行ルートの調整だけでは事故を未然に防止することはできないことから、歩道未設置区間の安全対策や交差点の安全施設設置等について、山元町管理の町道については今後も地域の皆様のご意見を取り入れたきめ細かな対応と対策を迅速に行い、国道6号や県道については歩道設置の要望等を各道路管理者へ粘り強く継続し、今後も山元町の将来を担う児童生徒が安全に安心して通学できるよう努めてまいります。

次に大綱第3、避難路整備の現状と今後の取り組みについてですが、昨年12月の津波警報の際には避難車両による東西道路の渋滞が発生し、災害時における避難路の重要性や一刻も早い整備の必要性が改めて浮き彫りになったところであります。震災復興計画では町内に10本の避難路の整備を計画しており、道路拡幅や交差点改良、避難車両の待避スペースなどの整備を検討しております。これまでに山下新市街地の南北に接する二つの路線と、磯浜漁港から高台までの避難路のあわせて3路線の避難路の事業が認められており、今後はさらに沿岸部の土地利用の精度を高め、それに伴う避難人口を精査検討し、必要な部分について避難路を整理、要望していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長森 憲一君。登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、学校教育の諸課題についての1点目、就学援助制度についてですが、平成22年第3回議会定例会の一般質問において、遠藤議員から当該制度の拡充に向けてのご質問をちょうだいしておりました。その際もご回答いたしました。就学援助制度については日本国憲法第26条、生活保護法第13条及び学校教育法第19条等、関係法令の定めるところにより市町村は児童生徒が経済的理由により就学に困難を来すことのないよう、必要な援助を講じなければならないとされており、その役割をきちんと果たすことにより、誰もが等しく教育を受けられることを保証する大事な制度であると認識しているところであります。

さて、その取り組みは十分かのご質問ですが、この制度の趣旨が生かされるよう、その周知に努めてきたところであります。前回ご指摘いただいた認定基準の拡充については平成23年4月1日施行で就学援助実施要綱全面改正し、保護者の皆様が理解しやすい制度とするため適用基準は客観的な所得基準を設定したほか、民生委員の助言につきましても教育委員会が必要と認めるものに限定し、改善を図ってきたところであります。

なお、東日本大震災により被災し、経済的に就学が困難となった児童生徒の保護者に対する就学援助につきましても、従来の就学援助制度同様、対象者全員が申請されるよう制度の周知に努めてきたところであります。

次に2点目、奨学金貸付事業ですが、平成24年度において新たに奨学生に決定され

た方は1名で、現在貸付中の奨学生はこの1名を含めて高校生3名という状況です。また、償還の状況ですが厳しい経済状況下において、震災の影響等も加わり失業や低所得となって返還が困難となった方々がございます。このような方々とは相談の上、返還の猶予申請の手続きをとっていただくなど、償還の管理を行っておりますが、貸付に係る基金の運用に影響が出る状況には至っておりません。

次に3点目、通学路の安全対策ですが、震災からの復旧・復興工事の進捗に伴い町内を往来する工事車両等が増加している状況にあり、児童生徒の通学におきましても以前にも増して危険な状況にあると認識しております。このため、教育委員会といたしましても山元町工事安全協議会連絡会に運行時間の調整等を図っていただくなどの要請をするとともに、各小中学校においても交通安全教室等による児童生徒への指導徹底や、一部通学路を変更するなどの対策を講じ、児童生徒の通学時の安全確保に努めているところ です。

最後に4点目、学校給食の業務委託についてですが、この3月から新たに業務委託という形態で坂元中学校給食室での給食調理業務がスタートいたしました。従来から県教育委員会で示している基準以上に厳しい衛生管理のもとに業務を進めてきており、調理員も派遣から引き続いての採用となったことや、人員体制も7人で対応するなど、万全の体制で円滑で安心安全な学校給食の提供ができています。今後は課題であった地産地消の考えを取り入れた献立や食材の一層の活用を図ることにはしておりますが、被災した地元業者の復旧状況を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、業務委託についても問題点や改善点のチェックをしながら今後につなげていきたいと考えております。さらに、今後給食従事員など技能労務職員については退職不補充との考えから、山下中学校の給食室においても今回の導入を十分検証しながら将来業務委託への検討をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まず1件目の質問からお尋ねいたします。

この被災者の減免措置であります。今この被災者の皆さんの置かれている立場をどのように見ているかということなんですが、今被災者の皆さんは生活再建が遅々として進まないというような状況の中、長引く避難生活、仮設住宅での生活の中で疲労が蓄積し体調の不良や持病の悪化、認知症の増加など長期にわたり医療や介護を必要とする被災者がふえていると言われております。この3月で免除を打ち切ることになれば、医療の中断や受診抑制を招き介護サービスを受けられない方をふやし、被災者の命と健康が脅かされる事態が懸念されるという状況にあります。こうした被災者の置かれている状況に対して、その現状を町長はどのように見ておられるか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災された皆さんは本当に長引く避難生活の中で心身ともに本当にお困りの状態、特にお年寄りの方にはそうした傾向が強いというようなことで、私も大変危惧するわけですが、一方で、遠藤議員おっしゃるようなそういう状況ではございますけれども、そのことが必ずしも医療にお世話にならない、かからないというふうなことには必ずしも結びつかないのかなというふうにも思うところでございます。いずれにしましても、少しでもいろいろな形で被災者の方々の立場になって考えたときにはさまざまな面での支援なり軽減というのが望ましいということ、これは基本的には同

じ思いでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今ちょっと当たらないという、何が当たらなかったのかちょっと耳遠いもので聞きそびれたんですが、多分こういうことかと思うんですけども、ある機関が調査した結果なんです、協会健保等は今既に昨年の9月の時点で打ち切られたというようなことで、そうした対象者を調査した結果、受診抑制、中断というのが顕著に見られたというある1機関の調査結果ですから町長はそれを信じるか信じないかということになるわけですが、信用するかしないかということになります、そういう事実もあります。そういうことから、町長、もう少しこの被災者の置かれている立場についてはもっと真剣に、深刻に受け止める必要があるのではないかとこのことを指摘して、あと町の負担、前回、前年度はどの程度であったのかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。前年度というお話ですと23年度……、24年度ですか。24年度についてはご承知のとおり国と県の方でそれぞれ8割、2割の支援をちょうだいしていますので、町としてのこの部分の免除なりの部分についての負担はないというようなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件について十分な検討なされているのかと思いますので、改めて確認するわけですが、平成24年度の免除の財源になったのは本来ならば町に落ちてくる特別調整交付金、それが来なかった。それを充てて対応した、県では、という状況なんです。だから、町はその分は負担しているというふうにも考えられる。そうです。そういうことなんです。今回もそういうことを考えれば、今回はその分はなくなるわけですから、その分は落ちてくるんです。というような仕組みになっています、とりあえず。その際、具体的に行きます。2割負担とした場合、町としてはどの程度の額になるのかお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。24年度の額というふうなことでよろしいですか。3,000万円であるというふうになります。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。3,000万円ということであれば、逆に言うと3,000万円あれば町としては対応できるということになるかと思います。当然、1割負担ということになれば1,500万円で済むというふうな今の答弁で受け止めました。この件につきましては、県にも当然負担を求める、2割負担ですか。これまでどおり、実際県は金使っていないんだから、24年度ね。国から来たのをただ経由しておらほさ寄こすのおらほ、町に寄こすものを県で対応したというだけの話で、県も負担していないんです、実は。半年分なんです。今3,000万円と言ったけれども、これ多分半年分だから6,000万円だね。多分年間とするならば。そういうふうな受け止めます。今この件に関して県に何らかの対応は求めたことがあるのかどうか、町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町単独としての対応は特にございませんが、国保連を通じて、あるいは町村会を通じてということでの県内の市町村、足並みをそろえた対応というふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その求めている内容についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的には支援の継続というふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、それらに対しての県の答えはどのような答えになって。

町 長（齋藤俊夫君）はい。県の方としても県の財政事情等からすると継続した支援が難しいということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今町に対してこの件に関して2回ほど意向調査が求められているかと思いますが、その対応についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。県の方から意向調査というようなことでは、来年度はどうするかというようなところで、介護保険の関係はどうかというふうなものが来てはございました。それにつきましては、財源等が厳しいということで単独での免除はできないというふうな回答をしているところがございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。できない。それから減免の終期についての問いもあるかと思えます。それに対してはどのような回答をしたのか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。すみません、最後減免の……。〔終期、終わり〕の声あり）アンケートの問い合わせにつきましては25年度をどうするかということで、ちょっと終期などにつきましては特にそのアンケートの項目には、調査には入ってございません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう内容の意向調査は来なかった、山元町には。意向調査の中身については、第2回意向調査の中身については一部負担金減免実施するか実施しないか丸バツ、あるいは検討中。備考欄として減免の終期が求められているんですが、そのような調査は山元町には来なかったのか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。すみません。ちょっと回答の仕方がまずかったのかと思いますけれども、25年度につきましてはしないというふうな内容の返答でございますので、終期につきましてはその年度の初めからしないということでございますから、終期についての回答をしなかったということの解釈になるかと思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどこの件について検討されたのかということもお尋ねしましたが、これも重要なことなので保健福祉課だけの対応では結論本来では出せない。町長が最終判断をしなければならない内容のものであるかと思いますが、しかし、今このような今言われたようなさらっとした対応で終わっている。これ県がずるいんです、このアンケート調査出したのは。自分たちで出すと言わないでやるんだったらあなたたちやらなくちゃだめなんですよという内容のもので、非常に表現悪いんですが、非常に汚いといいますかやり方、県何もしないことということ的前提にして一部負担措置の終期をわざわざ明記させるというそういったねらいを持ったこの調査票、それに簡単に引っかかってしまったというようなことになってしまうんです。県はこれをもって各自治体がやりませんよと、やることはできませんということ根拠にしてそして県としてはできません。自治体でやらないというんだからやらないんだから県としてもやりませんというような方向に持っていくための実はこれは意向調査票なんです。そういうのをきちんとねらい、県のねらい、本来ならば町としては絶対先ほどの町長の思いもあれば当然継続したいというのが町の思いだと思います。その町の思いをなぜもっと検討されなかったのかということに対しては、大変残念に思います。真剣に検討していただきたいとこういって一つ一つ、それで県はどうなのかということなんです。県は金がないということで先ほどの答弁の中でありましたが、県には山元町にも復興基金、何にでも使える復興基金、先ほど来8億円、8億円、全体で10億円、そんな性格の金が県にもあります。県はそれとあと県の場合は全国から集められた基金を一つの基金としてつくっている地域整備推進基金というものがあるんですが、町長、これどのぐらいあるかご存じですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。うろ覚えでございますけれども、120億円台ではなかったかというふうに記憶しています。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そのとおりです。123億円、そのうちもう20億円が用途決まっているということで、実際は103億円現在残っています。何にでも使える金なんです。それと、プラス宮城県の場合にはその山元町の基金にもあるような復興基金が約200億円あると言われていています。あるんです。では、県の2割負担、県が2割負担をすとした場合、どのぐらいの負担になるかというのは検討された、あるいは求めていった中での話の中で明らかにされていくかどうかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。県の方で試算した見積もり額、たしか50億円程度かなと。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そのとおりです。47億円というふうに言われています。逆に言うと、47億円県がその基金から使う気になればこの2割分が補填されて引き続きこの減免措置が継続されるという背景になっています。県と町がやる気になればできるこの継続措置、継続です。ということになっているんですが、そしてこれは今県内で岩手県で先ほども言いましたが岩手県ではもう先々金がないからこれは県が1割、町が1割出して負担継続しますということでもう約束されてきたことであり、そして今言われたこの被災者の皆さんの状況を考えれば当然これは対応しなければならない、そして今見れば私から見ればそんなに難しい話ではないのかなというふうに感じるんですが、こういった背景を見たときに町長は見た上でどのように考えておられるかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの部分は県の基金の運用についてということでお答えさせていただければ、県レベルとしても、県全体の復興を見据えたときにいろいろな行政需要があるんだろうというふうに思います。議員ご指摘の国保関係もその一つなんだろうというふうに思いますので、120億何がしかの中で県内のもろもろの需用をどういうふうにバランスよくさばいていくかというふうなことに尽きるのではないかとというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長は県庁出身だからどうしてもそういうこと、今のはあれだからその限りではないんですが、町の山元町の町長として今の置かれている立場を十分に自覚し認識するならば、これは県の状況というかお願いする、求める立場ですから自分の立場を地域の中心にこれは積極的に強く県に申し述べる、求めるということが非常に大事ではないかと思いますが、これは少々遅れても構いません。構いませんと俺が勝手に決めるわけでもないんだけど、年度を越してもこれは強く求めてぜひこの継続実施させるべきであるというふうに思いますが、町長、最終的にお考えを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の復興などの療養費の窓口負担なり介護保険の利用料の関係の免除措置、繰り返しになりますけれども、引き続き国なり県による全額の財政支援というふうなことが、これが実現するのであれば我が町のみならず被災市町、あるいは県内の各市町村とも非常に継続しやすいのかなというふうな認識に変わりはございませんので、これもいろいろ県の事情があるかというふうに思いますけれども、議員おっしゃるように、それぞれの被災町の立場の中で必要な要望、これを継続してまいりたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。被災市町の中ではある市長さん、複数の市長と言いますからが県が1割負担をするならば町としても市としてもこれは継続を続けたいとする話も生まれてきているんですが、そうした際、町長はどのような態度を対応するかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど24年度の半年間で3,000万円、年間6,000万円、これを25年度の運営というふうなことで試算してみますと5,000万円からの財源が必要となるというふうな状況でございますので、1割のご支援というふうなことになるとなかなか微妙でございます。この場で即答はしかねる状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう最終的な決断がもろもろのところに出てきて町長に対する見方というのがいろいろされるわけです。何を言っているのかわからない。

次、2件目の質問、これは絶対そういうふうな方向になると私は先を越されないように。後追いではやはりというふうに思われても仕方のない、そういう条件にならないように期待をしています。

2件目の学校教育の諸課題についてであります。1点目の就学援助の取り組みについてなんですが、これについては今大きな社会問題になりつつあると私が勝手にそう思っているんですが、生活保護の保護基準が引き下げというふうなことが予定されておりますが、それによる影響はあるのかどうか、お伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。答弁の中で以前に私が就任してから間もなく、遠藤議員さんからご指摘をいただき、その観点を尊重しながら改正に向かってやってきたわけです。その折には、遠藤議員さんの方から今お話ございました生活保護の基準の、あのときたしか1.1であるとか1.2であるとか3であるとかという数字を具体にお示しをいただいたように記憶してございます。我が山元町の教育委員会としては1.3という数字を、ほかの市町村の状況を見ますと1.2というのも6自治体ぐらひはあったんでございますけれども、少し幅を持たせながら1.3ということに教育委員会でも認めていただいたとございました。したがって、今ご指摘のように現在の国の状況等もございまして、大きな影響はないのではないかとこのふうには思っているところでございまして、なお注視をしながら今後の状況を見守っていきたいというふうには思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。影響があったら質問したんですけれども、1.3と逆に決めたんだから、生活保護の基準の1.3でしょう。生活保護基準が下がれば当然あわせてこの1.3も下がるということになるんですよ、計算上はというかなるんです。ですから、影響があるんです。それに対してあるんですということが確認されたらこの影響があった場合、町としてどのような対応するのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。私どもが改正をした現在の状況、改正してちょうど震災の直前でございました。23年2月後半の教育委員会で審議をして認めていただいた内容でございましたので、もし今ご指摘のようなことがかなりあるとすればそれはどこかの時点で見直しなり検討をしなければならないだろうというふうには思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。保護基準の引き下げというのは今年度のもう23年度今の閣議決定し、そしてそういう流れで今年度の予算が決まれば当然直接そういう内容になるという流れになっているわけで、そういう意味では今すぐの問題なんです。これは予定されてることですから、予算が認められなければその限りではないんですが、今の政権の中身を見てみれば通るといえることになればこれは直接影響してくるんですよ。ですから、今確認しているんですけれども、ですから、今すぐ判断しなければならないことなんですということで改めてお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。自主的にどういうふうな影響でどういうふうな児童生徒の、あるいは保護者の状況があるのかというのを数字だけでは私ども、もちろん

実感できませんし、きちっとした指標なりを確認しながら検討していかなければならないだろうというふうには思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今そういう通常時でないということ、平常時でないということで相当の人がもう 3 割、4 割ぐらいの方がこの今制度を受けているんです、山元町では。ですから、それがそういうふうになれば即そこに影響してくるという現実の問題があるので、今確認をしているわけですので、ぜひその辺はそういうのがわかってから対応するというのではなく、そういう事態が起きたらすぐに対応できるようなことで進めて取り組んでいただきたいと思います、その辺についてはどうですか。

教育長（森 憲一君）はい。今のご指摘を踏まえさせていただきます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、検討した結果、通常のままということではうまくないので、それはその低下につながるような検討をしていただきたいと思います、これを求めまして、次に援助の種類なんです、これまた先ほども検討されたかと思うんですが、生徒会費、PTA 会費、クラブ活動費等がその改正時に加わったわけですが、これらも当然検討して今現在 23 年、22 年度ですか、改正した内容となっているかと思うんですが、その辺、どのような検討してどのような状況になっているかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。大変恐れ入ります。今のお話いただきましたクラブ活動、生徒会費、PTA 会費とこの点については、まだ山元町はその項目の中には入れてございません。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜ入れなかったのか、その要因について、原因、根拠についてお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。実は、私どもこの改正をいたしましたのが平成 22 年 2 月後半でございました。震災の直前でございました。しかしながら、私も就任したのが 22 年でございましたので、その就任してから間もなく、実はこの 3 項目についてのご指摘を議会の中でもちよだいいたしましたし、県の方からもそういう項目が国の方でも出てきたというふうなのは承知をしており、事務局内でも検討が始まったところでございました。しかしながら、震災によりまして最も子供たち、あるいは保護者の負担になるべきことが発生しましたので、どうしてもそれを優先しなければならない。それは何かと申しますと、通学の問題でございました。被災をして、この町内ではなく遠いところから通ってくる児童生徒がたくさんおりました。一番遠いところでは、たしか福島県伊達市から、仙台市、白石、南相馬等々がございました。そういった中で、これは最優先に教育委員会としては取り組まなければならないだろうというふうなことに基づいて、バスを出したらいいか、どうしたらいいかといういろいろな議論はあったんですけども、最終的には保護者ご自身の運転でご負担にはなるけれども、通学費の半分を補助しようというふうなことで検討して、現在も続いて皆さん方に、議員さん方にお認めいただいている内容でございます。

したがって、まずそれを優先をし、こちらの方はまだほかの市町村も導入していないということもあるのでございますけれども、こちらの方はまだ検討段階でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今言われた通学補助とそれからその前の生徒会等々にかかわる財源なんです、その辺の構成について伺います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。就学援助につきましては、財源につきましては今は一般財源からで交付税措置にされているというものでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、地方交付税の中で逆に言うところとちゃんと補償されてい

るということですよ。そのところを確認します。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。確かに議員おっしゃるとおり地方交付税の措置ということではございますが、地方交付税の措置につきましては大枠でということになっておりまして、実質この就学援助費の金額相当額という部分について明確な形で示されていないところが、町といたしましてもなかなか判断しづらいというところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。明確に示されているんです。ちゃんとそういうふうになっているんですから、それを求めるか求めないかの町の姿勢にかかわるだけの話であって、いいですというか本来加えなければならないところで加わっていないということが確認されたということでもあります。

次に奨学資金事業の取り組みですが、これは確かに被災があってそれにどのような対応をされているのかということでの尋ねだったんですが、それなりというかそうした対応をしているということで、これについてはわかりました。

次に通学路の安全ということについてであります。これは危険な通学路云々という調査があったというふうな新聞報道でちょっと耳にした、目にした部分なんです。山元町はその調査の対象になっていたか、あるいは調査したのであればその結果がどうであったのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。ちょっと定かで、今その資料、手持ちないんでございますけれども、山元町内でも何か所かにわたりまして確認をし、その危険箇所が5か所前後ぐらいあったように思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の対策についてはどうなっているのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。24年度で通学路に関する調査を実施した経過はございます。その結果につきましては、今手元に持ち合わせておりません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。5か所程度だったら頭に入って。あったと。そして山元町にその結果その危険箇所があった。その詳細についてはいいですから、それらに対する対策はどのような対策を講じているのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。これまでの通学路の安全管理と関連いたしまして、道路の路面の状況や歩道等の状況等の確認をし、その損傷箇所につきましては応急的な補修を行ったり、それから現在通学路上で工事をされている農免道付近等の迂回する道路につきましては安全看板等の設置をしておる状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。対策をその調査した結果については認められた部分については対応しているということでもいいんですね。後で出てきたときにまあいい。それでも足りない。まだ今回のこの一般質問の中でもこの件については出されていますが、まだまだ町が認めない危険箇所でも保護者から見れば危険だという要望があるかと思うんですが、それらに対する対応について、どのように考えているのか。誰でもいいです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在歩道等の整備がなされていない路線等につきましては、外側線等で車道と区分する表示の行い、注意喚起をしていただく。それからガードレール等がなくて危険と思われるような箇所につきましては、道路管理者である関係機関と今後調整を図ってまいりたいと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今年度の当初予算にそのような項目は入っておられるのかどうか。時間もないですから、当年度予算、25年度の国の予算の中に防災交通防災安全交付金というのが設定されていて、その中に通学路の安全対策というのに乗っているんで

すね。何百億円というのがセットされている。そういったものについての検討はなされたのかどうか。当初予算組むときにお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。交通安全施設等の設置につきましては、県の方から補助金等をいただいております、継続的に設置、あるいは補修を行ってきております。25年度につきましても今後計画してまいる予定でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それは平常時の考え方だべ。でしょう。25年度予算というのは国では相当な額を設定して、そしていろいろとりわけ公共事業には回るようにそういった予算だけで相当な予算がつけられているようです。の中でこうした防災交通安全防災安全交付金というのもセットして、そしてその中でそうしたも見ますよというようなせっかく国でそういう設定してもらったの、用意してもらったのを使わない手はない。財源的に大変だ大変だ今これまでいっているのも金がないということでやらなければならないものもやらないんですから、それをせっかく用意されたものを活用しないというのはこれはちょっと表現悪いんですが怠慢につながるのではないかと考えるわけですが、これは私だけがそう思っている話ですからということ。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員ご案内のとおり、政権移行に伴って新年度の予算編成が少しずれ込んでいくという中で、今ご指摘の防災安全交付金、この情報、我々自治体の方の予算編成に間に合うようなタイミングではなかったというような事実がありますので、これは今後国土強靱化というふうな方向性もある中で、こういう交付金なども措置されているんだらうというふうに考えますので、こういうものを積極的に活用しながらご指摘のような交通安全、安全対策を町としても確保できるような予算獲得に向けて今後取り組んでいきたい。早目に予算計上できるように取り組んでいきたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。金の使い方というか、金がないないはずとできないと金がないということを書いてきているんですが、いろいろ工夫すれば生み出せる金もあるんです。その辺、今後もそういったところにも頭を傾注していただきたいことを求めて、次の質問に変えます。

業務委託の対応についてであります。この間の業務委託の状況について、この3年ですか、二、三年ですか、についてどのような業務形態、就労形態で対応してきたのか確認します。

教育長（森 憲一君）はい。当初は町内、今回被災をした山下第二小学校、中山小学校においても給食調理室がございました。その中で3年ほど前まで、坂元中学校で派遣の職員を活用させていただき前まではそれぞれ山元町の正職員の形で実施をし、その後、行政改革の一貫として労務職の退職不補充というふうな観点を踏まえながら派遣の職員のお手伝いをいただきながらこの2月までやってきたところでございます。

一方で、派遣がその期間が3年で終了するというふうなこともございまして、実はこの3月から、これは何回も学校給食運営審議会等で議論をしながら委員の皆さん方からも決して学校給食に支障が出たり、あるいはその質の低下を招かないというふうなご指摘をいただきながら、業務委託へのご理解をいただき今回坂元中学校において調理の業務委託をするというふうな状況になったわけでございます。

一方で、もう一つの山下第一小学校の調理室が大変老朽化をしている、それからウェット方式であるというふうなことなども踏まえて、本来ですと当初の予定では議員さん

方にお示しをしておったのは山下第一小学校に集約をするという予定でございましたけれども、被災をしたために山下中学校に集約をし、あと1か月後からそこに搬送するというふうな形で業務をする。その際、これは町の正職員を配置しながら実施をするという予定にしております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。坂中の件なんです、業務関係のこれまでは派遣業務、派遣ということでの対応をしてきたということですか。

教育長（森 憲一君）はい。坂元中学校の調理室においてはそうでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その派遣期間は何年の状況についてお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。3年でございました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。労働者派遣の場合、3年目を迎えて3年を過ぎるときには3年間働けば町がその人を雇わなければならないというのはご存じですか。

教育長（森 憲一君）はい。承知しておりました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の対応はどのようにされたのか。

教育長（森 憲一君）はい。それがちょうどこの2月いっぱいということで切りかえをお願いをしたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、さっき派遣期間を聞いたんですが、何年の何月何日から何年何月何日まで。

議長（阿部 均君）暫時休憩します。再開は午後2時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）議場が熱気を帯びてまいりましたので、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

学務課長（菅野寛俊君）はい。お時間をちょうだいいたしましてまことに申しわけございませんでした。

坂元中学校の調理業務につきましては、派遣は平成22年3月1日から始まっておりまして、この2月末でちょうど3年を迎えたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本来ならば3年目を迎えようとしたときにはその事前にそのこれでもう丸々3年ですから、その前にその本人の意向を確認する等々もろもろの話があるわけですが、この件については時間もあれなので別な機会を確認したいと思えます。かなり法に触れているというような部分が多いのかなというようなことを指摘しておいて、それでは2月までで3月の調理業務はどうなっているのかお伺いします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。3月1日から新たに坂元中学校では業務委託という形態で調理業務を進めていただいているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。ということで、この業務委託についてなんですが、考えなんですが、その調理形態、全体の業務形態といいますか就労形態とかその内容についてお伺いします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。このたびの業務委託ということになりましたので、請負業者

の方につきましては調理業務から配食、配缶、そして給食後の調理洗浄というようなことまでの業務を行っていただくことになっています。また、業務委託ということですから、衛生管理、その後、給食室での業務管理につきましては請負業者側で全て調理員の方の管理をしていただくということで行っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町とのかかわりはどのような関係になっているのでしょうか。町との関係とありますが、町で方針当然立ててこういった内容のものをというふうな形になると思うんですが、その辺の町とその請負業者との関係はどのような関係になっているのかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。給食は計画から最後の後片付けまで一連の流れがございすけれども、献立を立て、食品の納入業者を決め、発注をし、そして業者から当日の朝品物が届くわけですが、その検収までを町の栄養士が担当いたします。そして、その後、先ほど課長が申しあげましたように、調理業務と配食、そしてその後の給食の食缶が戻ってきた後の洗浄、これを業務委託というふうに区別してございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。区別しておるといいますが、調理業務委託、その調理をどこからどこまでを調理というふうに考えるのかということになるよう、今の説明ではなるのかなと思うんですが、いずれといたしますか、献立を立てて、献立までは当然というか立てないと大問題が残るのかなと思う。それを伝えるわけですが、それをどこに伝えるわけですか。業者に伝えるのかな。

教育長（森 憲一君）はい。連絡会議を持っておりますので、その中で、しかし献立は1か月以上前には作成しなければなりませんので、そしてその献立会議の中で向こうの調理責任者の方に話をするというふうな状況です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町の栄養士は日常どのような活動で仕事をしているのかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。朝出勤しまして、朝一番にやる仕事はまずその給食室のところで検収作業、これが主なところ。その後は職員室に戻りまして、さまざまな会計であるとか翌日の発注であるとか、そういったものを確認をするというふうな状況にございます。あとは、配膳室等の確認をしながら、業務委託をしている部分とは区別をしながら作業を進めているような状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。言葉尻を捉えるようで申しわけないんですが、翌日の発注というのは誰に何を誰に発注するんですか。

教育長（森 憲一君）はい。これは別に翌日というふうには限りませんが、栄養士が業者に発注をするということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとまだすっきりしないんですが、請負ですよ、業務委託。請負の場合に請負であるためには労務管理上の独立とか生徒か事業経営上の独立性というのが要件として求められているようですが、その辺の検討はなされているのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。例えば、調理業務を一括をして献立の作成とかあるいは発注とか、そういった場合にはいろいろなさまざまな問題が出てくるだろうと思いますけれども、私どもの方は品物の食材の発注、それから検収、ここまでは町が責任を持ってやる。それはなぜかといいますと、学校給食に万が一のことがあってはならないというふうな大前提がございす。これはほかの業務委託とはちょっとニュアンスが違うのではないかと

いうふうに思っております。この件に関しては文部科学省からも合理化通知が出ておまして、それに基づいた内容で私どもは業務に携わっているような状況でございます。そして、あくまでも検収をして、その食材を調理員に渡す、そのところから業務委託で、あとは完成品の調理されたものを私どもが、委託先が受け取るというふうな状況になろうかというふうに考えてございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺が今度この今のこの法律といいますか決まりの解釈の仕方、あるいは運用の仕方ということになるかと思うんですが、基本的には業務委託というのは完成品ですよ。完成品を提供するというのが業務委託。完成品というのは物買ってくるところから始まってつくってはいどうぞというのがこれが完成品なんですよ。それをそれが委託の業務委託の内容にならなければならない。そういうふうになっているというふうに理解するわけですが、改心するわけですが、そうした場合、今の話ではちょっと違うなど。それが法に触れているかどうかというのはまずきょう時間もないですからそれが置いておきながらも、そういう具体的に今のところ今これから始まるんだから注意していただければいいんですけれども、町の栄養士さんは直接調理員と関係することはできないということについてはの理解はあるのかどうか。

教育長（森 憲一君）はい。それはお見込みのとおりでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。日常の業務進めていく場合、逆に言うとそれでいいのかと。突発事故があったときとか何かあったときの対応はどうなるのかということなんですが、その辺の対策対応については規定があるのかといいますか検討されているのかどうかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。学校給食はかなり突発的な大事故につながりかねない部分もあるだろうというふうに思います。先日の学校給食運営審議会の中でも、ある委員の方からノロウイルスの話がちょっと出ました。そういった場合には一体どうするのか。それは即何百食であろうとも給食は停止をして、子供たちの安全を図らなければならない。その場合は、業務委託をしている責任者、それから栄養士、そしてその施設の責任者である学校長が即協議をし、最善の、万全の対策をとらなければならないというふうに認識をしておるところでございます。なお、先ほどの合理化の話で発注そのものもというようなお話がございましたけれども、これは私どもは一番支えにしている一つは、先ほど申し上げましたように、文部科学省から出ております合理化の部分で、その中において配慮しなければならないというふうなことで、例えば献立の作成は設置者が直接責任を持って実施すべきものである、これは委託の対象にしないことというふうにきちっと通知とさせていただいているものでございます。私たちはそれに従ってこの業務委託を履行しているというふうに認識をしているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう細かい話になるとまたますます言いたくなるんですが、きょうその辺についてはいろいろ裁判等々にもなっているんです、そういう話を。しかしながら、そしてその結果、今現在実施率どのぐらいになっているか今ちょっと御存じですか。業務委託等々での対応。全国的に。実施率。

教育長（森 憲一君）はい。わかりません。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺については前回のやりとりの中でもあったかと思うんですが、それ以降もふえていない。2割から3割で、なぜ今協調されるにしたがってやっている、したがってやっているそれがそれでやるのはどこでももっともっとパーセンテ

ージは上がってもいいと思うんですが、そこには自治体の町の市の考え方としてその法すれすれの対応をこれはそういうふうにも言われています。町がそういうストレスの対応していいのか。これが完成のウォーキングでない完成ワーキング何だか。プア、ワーキングプアにつながっているということからのでも社会問題になっているということからも問題指摘されているところなんです、今の言ったことに回想する言葉としてこんな話をしてしまいました、もう1点確認します。

事業経営上の独立性ということについて、どのようなご質問ご認識と状況にあるかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。業務委託でございますので、私どもとして学校教育委員会、学校側としてでき得る部分、特にちょっと話の方向が違いますけれども、昨今指摘されているのは子供たちへの食への指導であるとかそういった部分になりますので、栄養士がある意味でそういった部分にかかわることができる。そしてその調理、それから配食までの部分については完全に完成品を後でいただくということになりますので、向こうの方に完全に委託をするというふうな状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。事業上の経営の条の事業計上の独立ということではどのように示されているかと言いますと、自己の責任で自己の調達する機械設備等でみずからの企画、専門的な技術等で業務を処理する。そしてというふうになっているんですが、その辺を理解したときに今のその形態で支障がないかどうかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。私ども、この業務派遣から期限切れとなるということで、それは働いている方に、あるいは大変派遣員の方には恐縮なんですけれども、そういうふうな立場上とらざるを得ないような状況でこの3月、まだ1週間ほどなんですけれども、直接そこに勤務する栄養士等にも直接会って話を聞いて、何か今までと大きく変わっている点、何か配慮しなければならない、あるいは緊急の問題点等々について直接会って聞き取りをいたしましたけれども、むしろ、例えば具体的な話で恐縮でございますけれども、O-157等と言われている大変厳しい県の、例えばそのハンバーグを例えば煮炊きをするときには中心温度を75度、これを1分以上というふうなくくりがあったとしても、この業者は具体にはさらにそれよりも10度も高いノロウイルス対応のそういったものを通常の形でやっているとか、あるいはエプロンをステージ作業工程ごとに全て取りかえるとか、非常にむしろ今までより以上に厳しい状況の中で業務をいただいているというふうな話を受けております。したがって、スタートしてまだ1週間でございますけれども、このまま問題なく推進してもらえばいいのかなというふうに思って、今みているところでございます。まだまだ私どももわからない点もございまして、先ほど議員さんからのご指摘のようにグレーの部分もあろうかと思っておりますけれども、いずれきちっとした形で、毎日私たちは子供たちに安全安心な、そして今放射能の問題も叫ばれておりますので、そういった中で子供に給食を提供しなければならないというのは重々承知しております。

特に、今回被災をして学校の再開が通常よりも遅れて一昨年4月25日でございます。翌26日から、一体子供たちにどうやって給食を出せばいいのかという大変大きい問題にぶつかりました。初めは2週間ほど簡易給食で何とか賄ってきた。これを最大の教訓としながらまず何としても子供たちの口に給食を届けなければならないという思いで今教育委員会としては鋭意努力しているところでございます。ご理解をいただけれ

ばと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の教育長の答えは私の質問の答えに全くなっていないんですけども、ただ、今言われた思いは当然我々もそのような思い。そして、あの災害でなぜ山元町が早期にその再建できたか。自校方式でみずからの給食調理場を持っていた。山中の場合にはそれを立派なといいますか当たり前なそれを持っていたから対応できた。学校給食当然のことなんで、そういう意味では山元町は進んでいる。ですから、今後も自校方式で私は進めるべきだというふうに考えるんですが、そこは今の質問から離れますので置いておきまして、私が今質問したのは労務管理上で労働者派遣法、その法的に事業経営上請負であるためには事業経営上の独立という要件も満たさなければならないということになっているんですが、その辺の受け止め方はどうなのかということをお聞きしたんです。問題はないのかどうか。

教育長（森 憲一君）はい。ちょっとうまく表現できないのですがけれども、一番極端な例を申し上げますと、給食室の中において今までですと栄養士が管理指導の立場でございました。そして、派遣職員がその指示なりさまざまな形でそれに従いながら調理をしていくというふうな状況でございました。現在、これは全くフィフティ・フィフティの状況でございます。栄養士は栄養士、向こうのあれはフィフティとして業務責任者というふうなもの、あるいは副責任者というものを置きながら対等な立場で業務をしておりますので、例えば例として挙げればそういったものになるのかというふうに考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。どうもすみませんでした。事業経営上の独立という要求する内容というのは今その前に言ったつもりなんですけど、自己の責任で自己の調理する機械、設備など、またみずからの企画、専門的な技術等での業務を処理することなんです。ですから、本当にこれにあわせればこれがあうかどうかというのは認められるかどうかというのはあるんですけども、自己の責任でこれをやろうとすれば献立の中身までそこでやらなければならないということになるし、機械設備等はみずからの機械設備等を持ってやらなければならない、それが業務請負。一括で完成品だから自分の道具でものをつくって、そして完成品を提供するというのが業務委託、請負なんです。ということから、その辺で今のは支障はないのかどうかということについてお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。私も十分理解をしていなくて大変申しわけございません。確かに一般的な業務委託の形態を考えれば、それぞれの自前のところで調理をしながらその完成品を私どもの方に、委託先、元請の方にいただくというのが通常だろうというふうに思いますけれども、今までの状況から、そして子供たちへ学校給食を調理をして文部科学省の一つの指導指針によりますと2時間以内で子供の口に届けなければならないというふうな一つの基準がございます。そういった状況の中で、どの市町村におきましてもそれぞれの今まで町、地方自治体が持っている施設を、それを使ってもらいながら完成品をいただくというふうなそういう形になっているのではないかと考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、人のものをでくくったのであれば、それは業務請負ではないですよということを既定しているんです。その辺の対応はどうか、考え方どうかということをして人のものを使ってだめなんだって。法的には請負というか全部自分のもので自分の技術でつくって対応するというのがこの事業経営上の独立を要件を満たすということになっているようなんですけども、その辺の対応についてはいかが

なのかということで今お伺いしたわけです。

教育長（森 憲一君）はい。これは施設の貸与の契約を結んでおりますので、それに沿って遺漏のないように推進しているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。先生、契約しているので、せっかくそこまで言っているのだから契約した内容までお知らせいただければ幸いです。どういった契約内容になっているのか。その施設。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。そのお答えの前に、遠藤議員おっしゃってございました内容の請負という一つの視点の中に、もう一方ではみずから行う企画または自己の有する専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理することというこれも一つ請負という定義の中で備わっているところでございます。その中で、今回私どもの方では、まず備品類の関係につきましては契約の中で、仕様書の中でもうたっておりますが、町の貸し出しするものを使っていただくということにつきまして仕様書で示し、契約の中でもその中身を示させていただいたところでございます。また、施設そのもの、給食室につきましては仕様の中でこの給食室でこの図面の形態の中でつくってほしいというお示しをした中で業務委託していただくということでお示ししたものですから、それは包含的に契約の中でその施設を使っていただくということで契約の中で入っているということで理解していただければと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町の方からお願いしてそれを使っていただきたい。当然それは契約の内容の中でその分はもらっているというか使用料をもらっているというような受け止め方でよろしいのでしょうか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。基本的にはもらっているというか無償で貸与しますということですので、金銭的なやりとりは実の発生はございませんが、そのようなことであれば当然請負費に反映されますので、そのような形の形態をとらせていただいております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、今回示された1, 100万円ぐらいですか。についてはほとんど人件費というふうに見えていいかどうか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回委託業者の方にお願ひしますのはそのように調理を業務していただくということで、当然人件費がございしますが、備品以外にその調理業務に係る小さな備品類、消耗品費類、あと検便等の検査等についても事業者の方での負担ということになっております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。また話戻るんだけど、食材とか何とかというのはさっきの説明ではあったんだか、違う。あれは町で調達するというふうな中身なのね。その部分についてはわかりましたというのは話がわかったということで、それが果たして許されるというか妥当なものであるかどうかということについての理解ではございません。

それからきょうは多分この件は完結しないと思うので、確認できるところだけ確認しておきたいと思います。調理業務指示書についてのこの対応とはどうなっているのかを伺います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。調理業務に当たりまして、事業者の方へ町から提示する資料といたしましては、当然年間の学校給食実施計画を年度当初に、あと学校給食献立予定月間につきましては前月末、5日前まで、また調理業務指示は前々週まで、そしてあと調理業務変更があった場合の指示は3日前までということで事業者に提示するというように指示させていただいております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたもろもろの中身については非常に先ほどの答弁の中でもありますように積極的に対応しているということについては理解、その件については理解できました。ただ、法スレスレといえますかと言われてます。私が言っているのではないですよ。町が公が公がそういう対応でいいのかどうかということには大きな疑問を持つ。多分そういった形の業務委託ということで対応しているとは大きいところ、給食センターとか何というところでの対応ということではある程度の理解するのは納得しないんですけれども、ワン考えるわけ。こんな小さな町でそういう対応はどうかということと、あと多分これも大新東なのかな。委託先は前の労働者派遣と同じですよ。とすれば、こういうところでそういう話、こういう実務があったということをお申せば、そこで派遣している町と派遣しているところで問題があって、町はそれを取りやめもとに戻したという裁判、そういった相手でもあるということだけは伝えておきます。ということであると町はこういった公ですから、中身は同じであるにしてもいい。

次のそういうことで、引き続きこの件につきましては理解できるまで取り組みたいというふうに思います。

それで、最後の災害時避難道路の確保についてであります。この辺、いろいろ前の質問でも聞いたわけですが10本路線、これは最終的に確保されるのかどうか確認します。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。計画の中では一応10本の路線ということで復興計画の方をつくってございます。ただ、現在路線を整備をするに当たりましてはその利用人数というものが厳しく精査はされなければならないという状況になっております。その中で、沿岸部につきましては圃場整備によって営農者の数も減る、それから非可住地という部分もありまして、その人口もほぼいなくなるという中で、現在10本すべてが整備として確保されるかどうかということについては明言はできないというような状況でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。向こうから言われるとは金を出すほうからすれば多分そういう厳しいチェック項目をつけなければだめだと思うんですが、これまでいろいろ見てみますと、この辺で考えている人たちですからこういうふうに、つくったの、それを下から言われて、周りから言われて違いますよということで緩和されてきているというのは全体として言えるところなんです。山元町の独自性といいますか特徴といいますかというのを考えれば、5人でも10人でも住んでいればそのところ逃げる避難路というのは確保しなければならないというのが町としての思いといいますか、ですから、そういったものをどこまで訴えて今のような結果になっているのか。その訴え方がちょっと足りないのではないかと思います。その辺についてどのようなお考えを持っているかお伺いいたします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。要望の方は鋭意努力をさせていただいております。ただ、その中で復興庁等も沿岸の土地利用の部分がまだ不明確な部分が多いということで、もう少しその部分を精査してから改めて整理をしてくださいというようなお話を受けております。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。あとはスピードスピードと言っていますが、この中で気になったのは今3本のそれは緊急だね。必要だというのが認められて、今の状況を見ますと北の方、牛橋周辺でも当然住みついている人が相当大きいんです。そうした中で、大平牛

橋線というのも当然その10本の中のうちの1本に入っていると思うんですが、その辺の対応については具体的なことになるんですが、その辺の対応があればお伺いいたします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。先ほどこちょっと申しましたように、今住まれている方々、それから今後の土地利用、そういうものを含めて全体的に配置論的なものを整理をしていかなければ、この1路線だけをつかまえて今整備するしないということは今の状況ではちょっと明言できない状況です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。特徴を訴えているんです。一般論はしゃべらないでください。そして復興交付金事業61億円がどこに消えてしまったのかということかずっと見てみると消えていないんですか。61億円。避難路確保についての。お伺いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。今まで復興庁の方からついてきます交付金については、消えているという部分はありませんので鋭意測量設計なり道路整備の方にあてがいたいというふうに思っております。それから、先ほどの大平牛橋線についてでございますけれども、復興庁の方ではその10本を全て一気につけるということではございませんで、もちろん町としても優先的な順位をつけて必要なところには必要な配分をするというようなお話もいただいております。町としましては先般12月7日のそういった避難路の渋滞した状況とかもございしますので、今回5回目までの交付申請は終わりましたが、これ以降、6回目の交付申請以降も必要な場所から順次順位付けをした上で必要な部分に必要な要請をしていくというようなことで考えておりますので、ご理解をお願いします。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。聞いていないということですからいいんですけれども、その必要、重要度というか優先度というのはどういう基準で検討しているのかといいますのは、今必要な牛橋区は前から住みついているところだし、これからもふえそうなこれから多分ふえる。浜吉田駅が再開すればさらに住みつく人が多くなるのかなというふうに思うそういう場所なんですよ。ですから、優先度はもっと高く見てみる必要があるのではないかとこのように見るわけですが、その辺も含めて最慎重に検討をしていただきます。ますでねんだ、答え。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。今現在ついてきます避難路も新市街地と旧市街地を結ぶというような、住宅間の連絡道路であったりそういった部分で人口がかなり張りついている箇所だということでお認めいただいている部分もあります。あと、今議員おっしゃられたような箇所についても十分住民が張りついている箇所だというのは我々執行部もわかっておりますので、何とかそちらの方も整備の方に乗れるようにお話をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（阿部 均君）遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を許します。岩佐 豊君、登壇願ひます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、平成25年第1回定例議会において一般質問いたします。

2件について質問いたします。

1件目、町政運営について、3点にわたって質問いたしますが、これは以前の議会で一般質問しております。再度質問させていただきます。

チーム山元とは具体的にはどのようなことを指すのか。

2点目、議会との意思の疎通、また職員との意思の疎通はそれぞれに確立されていますか。

3点目、町民、特に津波被災した住民としっかりと向き合った町政運営を心がけていますか。町民とのチーム山元は確立されていますか。

2件目、町長の政治姿勢について、2点について質問いたします。町が進める3地区以外への移転を希望している磯区と笠野区の対応について、国では5戸以上の移転を認めているが、なぜ町長は磯区と笠野区住民の声に答えようとしないのか。まず1点目。

2点目、県道を山下駅以南の常磐線跡地に内陸移設しようとしているが、その反対の海側に約20数軒の住民が残ります。この方々の生命と財産をどのように守られるのか。以上、2点について質問いたします。まず最初の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、調整運営についての1点目、チーム山元につきましては平成24年第3回議会定例会において岩佐議員から同趣旨のご質問にお答えしているとおりでありますが、私は東日本大震災からの復旧・復興を経て町の再生を果たすまでの道のりは大変長く厳しいものがあると考えております。山元町震災復興計画の中でも表現しておりますが、町民一人ひとりが復興の担い手としての意識を持つことが大切であるということから、町全体がチームとなり、心を一つにし、力をあわせ一緒に困難に向かっていこうというそういう姿勢を表現した言葉がチーム山元であります。

次に2点目、議会及び職員との意思の疎通についてですが、非常時下に限らず、平時におきましても議会との意思の疎通を図ることは必要不可欠であり、今後の復旧・復興事業の進捗を図る上でも極めて重要であると認識しております。また、派遣職員の皆さんを含めた職員との意思の疎通についても同様であり、チーム山元の一員としてより一層連携して町の復興再生に向け邁進してまいりたいと考えております。

次に3点目、津波で被災した住民と向き合った町政運営についてですが、東日本大震災に伴う津波や地震による被害の程度はさまざまであり、家屋敷のみならずかけがえのないご家族を失った方々もおられます。被害の有無や程度にかかわらず、町の復旧・復興を含めた今後のまちづくりに対する町民の皆様への思いは共通するものがあるかと認識いたしております。こうした町民の皆様への熱い期待に応えるべく、これまでも震災復興計画の策定をはじめ災害公営住宅の建設計画など、個別具体の計画策定やそれぞれの事業実施のタイミングを捉えながら、議会に対するご説明はもとより町民の皆様に対しても個別面談の実施による意向確認の機会の確保や説明会等の開催を通じて鋭意ご理解をいただくべく取り組んできたところであります。

また、この2月からは住民の方々の生の声をお聞かせいただくべくふれあいトークを再開したところであり、今後も引き続き町民の皆様と向き合い町民の英知を結集しながら心を一つにした行政運営に心がけてまいり所存であります。岩佐議員におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に大綱第2、町長の政治姿勢についての1点目、磯区及び笠野区への対応についてですが、町としましてはこれまで説明してきましたとおり、震災復興計画に基づき被災者の1日でも早い生活再建という観点から、まずは新山下駅周辺地区、そして新坂元駅周辺地区、さらには宮城病院周辺地区の3市街地の整備を優先して進める一方で、それ

以外の地区への集団移転の要望があった場合には持続可能なコミュニティ形成等の観点から、都市計画法における都市計画区域の1団地の住宅施設の考え方及び市街化調整区域の開発許可基準等を参考に50戸以上の集落形成が見込まれる場合に、移転希望先の宅地開発を検討することとしてまいりました。磯区及び笠野区におきましては、2月に両地区の代表から磯大壇地区及び合戦原赤坂地区への防災集団移転を認めてほしいとの要望書が提出されております。両地区とも、現在のところ50戸以上の集落形成が確実となっておりますが、住民の方々の思いを踏まえ真摯に要望を受け止め、協議を継続しているところでございます。

次に2点目、常磐線跡地から海側に残る住民の方々の生命財産の保護についてですが、町では今次津波の浸水深及び津波シミュレーションの結果等に基づき3種類の災害危険区域を指定するとともに、ハード、ソフト両面を組み合わせた多重防御による津波対策を進めているところであります。ご指摘のあった場所は、第1種災害危険区域内に位置すると考えられますが、この区域内において既存の住宅を修繕し現地再建されている方がいらっしゃることは承知しております。第1種災害危険区域は津波等の危険が著しい区域であり、住居の用に供する建物の建築が原則として認められていないことについては、これまでも十分説明してまいりましたが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

なお、町としましてはこれら第1種災害危険区域内で居住を継続されている方のために東西の避難路整備や避難計画の策定といったソフト対策等により、防災上の安全性を考えてまいります。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。では、再度再質問させていただきます。

今町長の答弁にありましたように、このチーム山元、これに関する類する質問は昨年の9月議会でも行いましたし、それ以前にもこのチーム山元というようなことについては何度か触れさせています。なぜ同じ質問をするのか。町長の私がなぜ質問、こういう質問するのか町長としてどういうふうに私が考えているか、私の思いをどのぐらい共通理解があるのか。わかれば話ししていただきたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。質問する方がきちんとした問題提起をした上でやりとりするのが一般的ではないかというふうに考えます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。そうですね。確かにそうです。

それでは、問題提起します。町長はこれまでも事あるまで、さまざまな場でチーム山元、心を一つに真摯な対応を心がけます、こういう言葉を対応されています。しかし、現実はその言葉の今言う本当に理解しているのかどうか私はその辺に疑問点を感じるからこのような質問しているわけです。今回の当初の議会に佐山議員から緊急質問という形で質問がありました。これまでも町長は事あるたび真摯な対応を心がけ、十分な説明を心がけていきますというようなことを何度か口にされています。しかし、現実には佐山議員から指摘されたようなことが現実なんです。だから、チーム山元が本当に一つになっていない。町長の言われるチームなどというのは私が思うチームなどと違うような気がする。だから、私はどんななんでこんな質問しているのかと聞いたんです。町長のそのこれまでの言葉とその言葉と整合性がとれるというかそれにあつたこれまでの対応をしてきたのかどうか。率直に伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでもこの種のご質問をちょうだいしたときにお話ししています

のは、我々かつて経験したことのない歴史的な甚大な災害に見舞われている中で、今非常に膨大な事務事業執行をしている。我々聖人君子でもスーパーマンでもないわけでございます。確かにご指摘のあった緊急質問の案件、それはそれでお詫び申し上げなければならぬ事実かもしれませんが、これほどの状況の中でパーフェクトをどこまで求められるのか。執行部、これまた常々言っているように、予算が1.5倍にも膨れ上がって1.5倍のマンパワーで目配り、気配り、私なりにさせていただいております。そういう中で、大変申しわけないこの前の緊急質問につながったという部分、あれはあれで大変申しわけなく思うのでございますけれども、全体として我々がどういうふうな状況の中でどういうふうな思いで対応されているのか。これを共通理解していただかないことには、一つ一つの部分でこれがチーム山元に抵触すると言われたのではなかなか執行部つらいものがございます。

私は震災直後のいち早いマスコミの取材の際に言ったのは、この災害での痛み、これを全国の皆さんにも共有してもらわなければならないというふうなそういう思いを述べてきたつもりでございます。これはとりもなおさず足元の町民、あるいは議会も全てに通ずる基本的な部分ではないかなというふうに思ってそういう発言をさせていただきました。これだけの状況の中で、限られた中でやろうとすると、一生懸命やっているつもりではございますけれども、なかなか皆様方の目から見れば行き届かない点も、それはあろうかというふうに思いますけれども、この際は議会で議決いただいたもろもろの復興事業を同じ方向に向けて同じベクトルで力をあわせてやらなければ、まさにこの復興のスピード、これは難しいのではないかというふうな思いで常々やらせてもらっているわけでございまして、ぜひその辺、ご理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私は決して職員の皆さんも執行部3役も決して3役と言わないか。の皆さんもいい加減にやっているとは言いません。ただ、町長は常々今言ったような手法でお話をされます。簡単に言うと端的に言えば千年に1度、平常時と違う。私前にも言いましたようにそのとおりです。だから、慎重にしなければならないんです。特に町長は議会は町の両輪だと常々あなたはおっしゃいますよ、そういうふうに。そしてそこにもう少し真剣に向き合う姿勢があっていいと思う。私はやっていると力説しますが、結果はそうでないんです。坂元地区の私たち残念ながら否決させていただきました。2度もああいう最初のときに真摯にもう少し精査して議会の皆さんに理解してもらえるようにもう一度やっていきます。言いながらも何を精査したのか何わからないですけども、さらに反対議員がふえるような議案を堂々と出されてそれで一生懸命やっている。議会としっかり向き合っていると言われても、私は申しわけないけれどもそうですかとは言えないんです。今そういう町長と私ども議会と一般の町民の皆さんとの意識のずれがあるんです。これは前にも申し上げました。そこをしっかりと理解お互いにしないとどんどん難しい方向にいきます、この町。だから私あえてこんな何で本当に昨年に行ったばかりの質問を同じような質問をしているのかということ、あのときのお言葉のとおりだったらもう少し違った方向に来ているはずなんです。ですから、私くどいようですけどもこういう質問させてもらっている。その辺もう一度確認したい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろとご心配いただいて大変恐縮でございます。私どもといたしますか、私も努めてそういう姿勢でやらせてもらっているつもりでございます。私が先ほ

ど申ししたのは、いろいろな場面でいろいろなことを同時並行的に展開している中で、それは不本意な部分も含めて、それは申しわけないという部分は当然あるわけでございます。全部のことをパーフェクトにやれる状況ではないわけです。そこのところをご理解をいただければ私もありがたい。それはいろいろなことをやってきている中で住宅の問題もございました。この前の災害危険区域に対する支援の格差是正の関係につきましても、あらかじめの説明の部分がちょっと前後したりとか、それはいろいろなことをやっている中での一つの、あるいは二つのという部分でございます。多分、これからも私なりに、あるいは職員ともどもまさに誠心誠意やらせてもらいますけれども、どうしても時間の余裕がない、気持ちに余裕がない中で私も職員もやっていますので、それは意識的にやってこの前のような緊急質問を頂戴するといったようなことではないことをぜひご理解を賜れば、我々も非常に助かる思いでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。残念ですが今全国から本当に多くの応援職員の方が山元町に応援に来ていただいています。ほとんどの方が東北の津波被害に遭われた自治体を見てみずから進んで私も行って及ばずながら力になろうというような方々の私は大半だと思います。そういう人たちが佐山議員に指摘されるように大事な問題について意思の共有ができていないということは、せっかくそういう本当に大きな力を全国からいただいているのに私はこれは大きな失敗だと、損失だと思います。町長のこの辺を本当にしっかり考えていかないと私は申しわけないと思います、全国の自治体の首長さんたちに。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ全国からご支援いただいている関係についても言及していただきましたけれども、私が申し上げたいのは、岩佐議員同様に全国から大変ありがたい、大変力強い応援をちょうだいして、もろもろの事業は一定程度前に進んでおります。これはまさに町の職員だけではなし得ないそういう状況下にあって、この派遣職員なくして町のここまでの復旧・復興はないわけでございます。そういう力をおかりしながら、先ほど来申し上げているとおり、いろいろやっている中で大変申しわけない部分はありますけれども、総体としてどうなのかというふうなことも勘案していただければ大変ありがたい。そう多くない仕事をやっている中でであればまさにご指摘のとおりだというふうに思う部分がございます。しかし、本当に数え切れないほどのものを同時並行的にやっているわけです。そこところをぜひご理解いただきたい。むしろ、全国の職員の地元で災害公営住宅の問題、そして今回の緊急質問の問題、こういうことで何か復興のスピードにブレーキがかかっているようなそういうイメージを与えるというのもいかなものかというふうにも思うわけでございます。ですから、大変なこの困難な状況の中でそれぞれ職員がベストを尽くして、きのうも青田さんにもいろいろご心配いただいた職員の健康管理、私はきのう青田さんの質問のとき、言葉が詰まってしまいました。職員に対する私の偽らざる感謝の気持ち、本当にご苦労されてやってきている中で、いろいろ中途退職なり精神面での不安なり、あるいは休暇なりというふうなことで大変申しわけなく思ったときに言葉が詰まってしまい、大変私の恥ずかしいものをさらしてしまって申しわけなかったんですが、いずれそんなことで少しでも前に向けて力をあわせるというようなことで取り組まなければならないというのは岩佐議員おっしゃるとおりでございますし、少しでも齟齬のない形の町政運営、復興に向けた業務執行を心がけていきますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。私優しいんだかずっと黙って聞いていますけれども、端的にい

きたいんです。それで、決して成果が上がっていないとは言いません。ただ、これだけ優秀な職員を全国からお預かりして仕事をしているときに、本当に気持ちが一つになっていかなければおくれとは言わないけれども、お互いに喜びを感じて仕事できるかできないか。これは大きな問題だと思います。きのうの一般質問でも職員の病気のどうのこの出ました。私はそういうストレスを抱える職員が例えばそういう方々がいらっしゃるなら、それは首長であるあなたが町長がしっかりとその仕事量、仕事した内容を理解とか認めてあげて、簡単に言えば褒めてあげて評価してやるのが1番大事なんです。だから、それが本当のチーム山元なんです。だから、きのうのようなことがあっては絶対だめなんです。お互いの共通でお互いのそういう大事な事柄については共通認識で私なりの頑張ったおかげ、議員の人たちから言われてこれは下がるだろうと本当に各議員が言いました、あのことについては、私も言いましたし。それが国に通じたんです。そういうことを発することによって。だから、せっかくそうやっていい方向に行っているのに、職員の皆さんが共有しないということはそれは違います。職員の人たちが努力したんです。我々に言われたことに対して。それが国に認められてああいうふうになってくる、返ってくるんです。だから、そういうことを今後絶対ないように。今頑張りますと言いましたけれども、簡単でいいですから。一言でいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい。私は例えば毎月の朝礼とか課長会議等で職員の皆様なりのその力によって復興交付金の獲得、これも県内でも震災前の一般会計からの伸びでいくと1、2位を争うぐらいだ。これは皆さんが査定調定言われておった時期もあった復興庁の皆さんをきちんと説明をして説得をして、そのおかげでこれだけの膨大な予算を獲得できているとそういう感謝、それは常々機会を捉えてそういう気持ちを表してきているところでございます。

今後に向けて遺漏のないようにというふうな、これはこれで真摯に受け止めさせていただいて、そういうふうにさせていただきますけれども、努力はいたしますけれども人間ですからそうでないような方々たちに努力はさせていただきます。しっかりと努力してまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。せっかくそういうお言葉いただけるんですから、余り余計なこと言わないほうがいいんです。せっかく最後にそうやって締めているんだもの、もったいないですよ。その前の言葉が。本当に津波で本当に大変な被害を遭われた被災した住民の方々いろいろな問題抱えています。そういった住民に対していろいろな山元町は独自の危険区域の区割りでも独自の区割りをしたためにいろいろな弊害出てます。そういう被災した住民の人たちに町で決めた町で独自に決めたことについては町独自の救済というのがあってしかるべきで、きのうの初日の佐山さんの質問になっています。今後もそういう被災した住民の声とかそういうものを町長はここにきて住民との懇談で回っておられます。ああいう声を真摯に受け止めてその場で来た皆さんが明るくなって帰れるような方向性とかお話をさせていただきたい。ややもするとみんな下向いたまま別れてしまうような場面があります。せっかくそうやって住民の皆さんの声を聞こうとしているんですから、少しでもその人たちが上を見られるようなあすが見えるようなそんな話し合いをぜひしてほしいと思います。

今そうやって町長ばかりではないと思いますけれども、感触としてはやってそれが今後のことにつながると思うのか、それとも難しいと思うのか。その辺ちょっと一言だけ。

町長（齋藤俊夫君）はい。住民と懇談しています、今。それでその声を聞いて少しでも明るくなるようなことがやれるのかどうか。ときとしてみんな下向いたまま返帰っているんです。だから首長さんとしてももう少し何か前の見えるようなお話をさせていただきたい。

基本的にはこれまで数回このふれあいトークをやっている中では、岩佐議員が感じられているような場面だけではないというふうに私も感じているところがございます。岩佐議員がおっしゃりたい特定目的の、特定課題の、それに関する場面ではどうか、どうであったかということと言われれば、それはそうかもしれませんけれども、そういう場面だけでなく複数回のトークの場面があるわけでございますので、ぜひ全体の印象、感想も含めて理解していただければありがたい。いずれにしても、ご指摘の点は今後のふれあいトークなりの、あるいは町民の皆様との話し合いの場で少しでも生かせるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。住民とのチーム山元というのはこれまでも被災した皆さんの意向調査、私は意向調査、4月でしたか6月でしたか、あの1回の意向調査でいろいろなものを進めてしまったことは問題がある、何度か指摘してました。あそこに私はいろいろな今住民同士のずれ、住民のずれというのが出てきている。それで、例えば今度今災害住宅、あと公営住宅いろいろその今度住宅ができて申し込みしたにもかかわらず相当数返還が見られます。もう1度それも含めた意向調査を私は何かの形でやるべきだ。もう1度あの津波来たすぐのときの考え方ではなく大きく物事は変化できません、もちろん。ですけれども、住民の意向というのはいまもう1度私は何かとる場があつていいのかと思いますけれども、町長の考え。

町長（齋藤俊夫君）はい。極めて限られた中で策定してきたこの復興計画に基づいて物事が進んでいる、これは紛れもない事実でございます。しかし、相当の努力をしながら議会の皆様とともに作り上げてきた計画でもございますので、それはそれとして、岩佐議員おっしゃるのはものによっては時折踏みとどまって改めて町民の皆様の意向を確認する必要があるのではないかと、それはそのとおりでございますので、内容によってはそういうふうな場面も必要なのかなというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、大きな2件目に移ります。

町長の政治姿勢について先ほど回答いただきましたけれども、この3地区以外には私はこれまで何度も一般質問させてもらいましたし、いろいろな場でお話をさせてもらっています。それで、私もこれまでも町の方向性は理解しながらも住民の声をしっかり受け止めて大事にしていくべきだというようなこととお話をしてきました。まづもってきょうは回答にありますけれども、磯区の大壇地区の及び笠野の赤坂地区への集団移転を認めてほしいと町長のところに要望書が提出された。同じ趣旨のものが議会に請願されております。請願産建で産建の方に上げまして、審査して、結果としては今後報告になると思いますけれども、委員長の方からその報告が上がると思います。これはこれまでも議会で何人もの議員がこれについてはこの件については議会で質問しています。この請願者に対して意向に沿った質問をしているところです。それで、私も何度か質問しましたけれども、国の基準としては5戸以上を認めている。ここをこれまでも町長は50戸の形成というようなことでずっとお話しされてきていますが、そろそろここで何か方向性を出さないと町外の流出とまらない。毎月10軒、10家族以上の方々が出られています。今月などはもっとすごいと思います。何十軒だと思います。こういうことがそ

ういう流出につながっている。もうそろそろ町長決断なさるべきだと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。そろそろ伸ばされているこの防災集団移転の方に一定の方向性をというふうなことでございますが、前回も同じようなご質問をちょうだいしたときにお話ししたとおり、まずは町の復興計画の中できちんとおさらいされた三つの地区の進みぐあい、これを一定程度軌道に乗せなければならない、見きわめなければならないという大きな課題がある。その辺のころ合いをどの辺に置くのかということが問われるわけでございますけれども、残念ながら現段階でそういうタイミングにはまだなっていないのかなというふうに考えているところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。毎月10家族も町から出ていくということに対してもう少し向き合うというか真剣になるべきです。JRの問題は1番大きいと思います。けれども、こういうことも大きいんです。ここはしっかり向き合うべきだと思います。前回もお話しさせてもらいましたが、このお世話している人たちは本当に兄弟もいて、何とか自分が生まれ住んだところになるべく近いところに磯の香がするようなそういう思いで頑張っている方々です。その人たちに3か所がまだもう少し見えないからもう少し待ってくれというような話ではこれは本当に町外流出とまりません。決断の時期です。再度。

町 長（齋藤俊夫君）はい。決断の時期ということでございますが、私としては町の復興計画で決めた新しい新市街地形成、持続可能なまちづくりをするための拠点にもなるような生活の利便性を町全体に波及できるようなそういうまちづくりをきちっと道筋をある程度つけませんと、いろいろ2地区以外にも水面下でいろいろなご意向、ご要望というのも見え隠れするわけでございます。きちんとした先行した市街地整備の見通しが見えない段階で5戸以上というふうなことで軽々に判断したのでは、今までの計画との整合性、これについても非常に危惧される部分もございまして、繰り返すようでございますけれども、まず大方の皆さんが入居を希望されている新しい市街地、これの方にももう少しエネルギーを傾注する中である程度の段階でまたご要望の問題についてはまさに真摯に対応をさせていただきたい。私は真摯に要望を受け止めてというふうなことでこの前からお答えをさせていただいているとおりでございますので、よろしく願いいたします。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。3地区の報告とつかない。3地区方向ついでいでしょう。何をそんなに磯と笠野の人たちが同じしているところがゴーサイン出して何で3地区にその何そんなに影響あります。30軒のところは100軒ぐらいそこに集まってしまうんですか。そんなこと心配なされているんですか。それよりも出ていくことを心配した方がいいんじゃないですか。それと、お話の中で軽々にお話ししないでください。本当にがっかりします、頑張っている人たち、さっきのお話、約束できないと軽々になって。軽々でないです。法律で5戸と認めているんです。その人たちの思いが全然伝わっていない。注文みたいになっていないでしょう。もう少し自分の絵描いたところだけしっかりやろうとしている。そうではない、そんな山元とじゃおかしくなるんです。そんなことしていたら。それぞれの声があるんです。1軒で建ててくれと言っているのではないでしょう。もう少しそういう声にしっかり向き合うような町政をやっていかないと私はとどめます。もっとしっかり向き合うまず軽々に言えないなんていうような言葉まずちょっと申しわけない。

議 長（阿部 均君）向き合う気があるかどうかということですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的なまちづくりをどういうふう理解するかということが一つ、確認しなければならない。それは確かに制度上は5戸、そのとおりです。しかし、山元町で5戸の集団移転を各所にして、うちの町の将来が成り立つというふうにお考えなんでしょうか、極論を言えば。

まず、大方の皆さんに、議会の皆さんにもご理解いただいた基本的な部分をまずは大事にして、一定程度の方向性を確認した暁にはまたしかるべき判断をさせていただき、真摯にこれは対応してまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私は法的に5戸と言ったので5戸をポコポコつくれなんて一言も言っていません。まして、40件近い約15件、20件近いところの皆さんのお話でしょう。まず本当にそこに真摯に向き合う態度、私は必要だと思います。まず、答えの中に町長は本当に言葉として使われるんですが、住民の方の思いを踏まえ真摯に要望を受け止め協議を継続しているところです。では、聞きます。

具体的にどのような協議を何度したのか教えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまで笠野、磯浜地区の皆さんの方から個別の面談、あるいは代表者の方からの希望されている方々の名簿のリストの提出等々含めて4、5回はそういう機会がございます。それは私が直接というふうな部分でございまして、あとは担当課の方を含めると相当数の機会があるのかというふうに思っております。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私が熱いから熱くなってきたのでしょうか。それで、今のお話、すごくありがたいと思います。きょう傍聴も来ていますし、それで幾らかでも前向きなお話になっているのかどうか。その辺だけ確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。時間の経過の中ではそういうふう感じてもらえる部分があったのではないかと、進んでいるというふうにして町としても町長としてもそれなりに真摯に受け止めているのではないかとというふう感じてもらっている部分が一定程度はあるのではないかとというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、この件については本当に要望者の思いに応えられるような判断を早くしていただくことを強く要望し、終わります。

2点目、県道山下駅以南の常磐線、これの回答をいただきました。ここは花釜区と笠野区のちょうど境目ぐらいに大排水が流れています。その排水の南側からずっと1種区域になるわけです。ちょうどあそこの踏切渡ったあそこから南にずっと走るわけですが、その東側に花釜区の人も含めると20軒ぐらい現在生活されています。町長は住民の安全と財産を守る。このJRの移転についてもちょっとあれなんだけれども、要するに安全安心ということでお話ずっとされてきました。今回県道TP5メートル、あそこにさらに3メートルぐらい盛るんですか。その海側にお話ししたように20軒ぐらい残ります。この方々の安全お話いただきました。本当にどのようにお守りになるのか。これでそこに残った人心配ですよ。町長の答えでは。もし具体的に何かこんな方法でよその町と違う方法であの土地を守るんだというようなことがないのかどうか。簡単にとりあえずお話してください。

町長（齋藤俊夫君）はい。第1種災害危険区域内の土地利用としては、基本的に居住を制限させていただき、そういう中で安全安心を確保するというのが基本でございます。ただ、実際家屋が残って補修なり修理なりしてお住まいいただく方については、そこまでは行政としても制限することができないというふうな部分があるので、やむなくこういう形を

とらざるを得ない。まずスタートはそこから共通理解していただきませんとうまくないのではないかというふうに。町としては、行政としてはより安全なまちづくりをする中でそれぞれの賢明なご判断をいただきたいというのが基本でございますので、どうしてもとということであれば万が一の場合の安全確保というようなことでの、先ほど申しました東西の避難路整備とか避難対策といったソフト面でいろいろカバーをさせていただくというようなことになろうかというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。あそこは1種です。1種指定しました。ちょうどあれ少し海側ぐらいが互理町の1種区域の線引きです。山での場合はそこに今さっきお話ししたように20軒ぐらい残っていますから、本来は元の県道をかさ上げして本当は守ってあげてやるのが私は本筋だと思います。この前の一般質問でもそのような前の一般質問のときにもそのようなお話をしましたけれども、いろいろな道路の形態それぞれ鑑みると無理だというようなお話ありました。そういう無理だというようなお話があるのであれば、安全を守るというのは町の大きな使命ですから何らかの形づくりをしないとあそこの人たちを捨てたことになるんです。津波来たから逃げろだけではないです。財産もですから少なくとも残ったんですから津波来てもあそこにいる人たちのものはそれは痛手はこうむりました。確かに500万円、1,000万円とかかります、直すのに。ですが残ったんです。次来たときも残るようにしてあげなければだめなんです。第二小学校壊してさらに津波来やすくなりました。そしたら町として何だかの形づくりをするべきです。町民の方々のいろんな提案されていてもそういうこと検討なさいました。築山、要するに海のへさきのようなものをつくってあの住宅並んでいるところに横に逃げていくような堤防とつくってあげる考えはないですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。何らかの安全対策をというようなことですが、今ご提案ございましたようなものも含めて、どういう現実的な対応ができるのか。これはいろいろと我々も知恵を絞らなければならないというふうな部分はございますので、どういうふうな対応ができるのかこれはちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。1種区域といえどもそこに残られた方がおられるわけですから、町長がお話されたように、それは1種区域といえどそこに残るといって以上はそれを認めてあげる、あげなければならないわけですから、そうした場合にそれを認めたら安全も確保してあげるのが当たり前なんです。その辺にしっかりとした意を用いないとこういうこと一つ一つが今町民皆さん見ているわけです。本当にこの町は優しい町なのか。そうでない町なのか。ということは判断するわけだよ、そういう一つ一つの事例を見て。ですから、先ほどの集団移転でもないですけども、そういったところで前向きな本当にそういう姿勢を示さないと流出とまりません。もう少し何かの真剣にそこに今向き合って残られた方々の安全を守る、田んぼできるような何かを考えるというような回答をいただかないと私なかなかやめるわけにいかない。もう1度お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。人口の流出、残念ながら県内の沿岸被災地で2番目に高い流出率だというのは、大変危惧される状況でございますけれども、これまでもいろいろお話ししてきましたとおり、それは大変憂慮すべき状況ですが、何とか新しい創造的なまちづくり、復興をなし遂げることによって少しでも人口の流出に抑制機能が働くような、あるいはまた一旦いろいろな事情で町外に出られた方もまたの機会にぜひご家族含めて戻っていただけるようなそういうまちづくりをするということが我々に問われているんだろうと

いうふうに思いますので、ぜひ岩佐議員にも力強いご支援をいただく中で1日も早いそういういいまちづくりをしていければというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私が話した回答にはなっていません。何度もこれまで町長とはそういうお話し合いをしてきました。この町が完成すれば戻ってくる方もおられる。町長が言われる完成というのは10年後です。JR何年かかります、本当に。あと5年でできます。根拠のない話ですからあれですけども、皆さんはそういうふうに見ているんです。そういう決断したときに、今町長が言うようなそういう町ができたときに戻るといふ発想は全く無です。それは。それはないです。現実には町長の一つ一つを見ているんです。今やっていること。この町長は優しいのか優しくないのかと。被災した我々に本当に真摯に向き合っているのかどうかということを見ているんです。できたらでないんです。今なんです。もう少し町長としてしっかりした答えをいただきたいです、私。答えもっていないもの、さっきの。どうやって守るんですか。形づくれないんですか。町長の責任において。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の部分はどこの部分ですか。（「最初だから違う。県道より東に上った人たちの安全をもう少し具体的に何か検討するというような答えが出ないのかと聞いているんです、私」の声あり）

それは先ほどの答えと繰り返しになりますけれども、町としてはそこに残られた方の安全安心、これも当然守らなければならないというそういう立場で避難路整備とか避難のソフト面の対策対応というふうなものを講じていくというふうなことで、まずはやらなければならない。そしてまた、先ほどご提案あったようなものも含めてどういう形でできるのか、それを少しでも実効あらしめられるようにできるのか、これから鋭意検討してまいりたい。私がここで具体的にこういう形でというふうなところまでのアイデアは持ち合わせておりませんので、基本的には必要な安全性を確保するための町としての対応はしっかりとしていかなければならない、してまいりたいというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。物事にはやると言ってもやれないこともあるんです。ただ、それを最初からここでというふうな話はそれは首長の話でない、俺から言わせると。町で決めたんだ、あそこ危険区域と。県道あそこに持っていったのも県で決めたんですか。あれは県で決めたの、あの県道。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐議員のお答えの今政治姿勢を問われていますので、私が答える場ではないというふうにお言葉があるかというふうなことも感じながら、まちづくりの観点から私の方から一言答弁させていただければ、お許しをいただければと思います。

今3市街地のほかの笠野、磯、そういう方々をどういうふうにしてこれから救っていくのかというふうなことで、以前からもいろいろお答えしておりますけれども、町といたしましても当然今般の議会の中でも3種の救いをというふうなことでありまして、いろいろ救うための運用をどうしていくかということの順番を追いながら整理しているところでございまして、まちづくりの一応ルールとしまして……。

議長（阿部 均君）副町長、県道の位置を町で決定したのか県なのかという質問でございますので、そこに的確な答えをお願いします。

副町長（成田隆一君）はい。それで、一応新市街地に関しましてはいろいろ皆さんと議論しながらそこできましようというルール化してきております。これから町が進めるのは次のル

ール化をどうするか、それをどう救っていくかということで、現時点では今900戸の集団移転、これを急ぎやりながらその次のところへいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いします。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。先ほど質問した件について、再度お願いします。要するに、県で……。

議長（阿部 均君）県道の位置を町で決定し決めたのか、県で決定したのかという質問の答弁をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは県の方で最終的に決定していただいたというようなことでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。最終的に県で決定したんですね。要望はしたんですか、町で。要望しないのに県で勝手に決めたの。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員にちょっとお願いしますけれども、復興計画を議会と一緒にやってここまで積み上げてきた中で決まっているわけですよ。そのことを忘れないでいただきたいんですよ。（「悪いけど、質問したことに答えて」の声あり）

JRについてもしかり、県道についてもしかり。

議長（阿部 均君）町長、反問権を行使するのですか。それを確認いたします。

町長（齋藤俊夫君）その中で今日に来ているというようなことでご理解いただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。ここでそういうやりとりしたくないけれども、それはそうです。けれども、決めたのは例えば3種に危険区域みたいなので町じゃないですか。確かに話し合いの中で説明しています。決めたのは町なんです。そうしたらそれはそこを救う手立てするのは当たり前でないですか。それを今まだそれには応えられないと堂々と言われると私あなたの首長との資質を疑うんです。本当はここまで言いたくなかったけれども、そういう話されると。

町長（齋藤俊夫君）はい。誤解のないように。危険区域は確かにそのとおりです。県道はというふうなお話だったものですから、そういうふうに説明させていただきました。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。県道です。県。わかりました。そしたら、そこに東側に20数軒あることを町長はわかっていましたね。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまで危険区域のエリア設定、シミュレーションを通じていろいろ物事を決めてきたというふうな中でどういうふうな被災の状況、あるいはどういうふうな形で1種区域に家屋が残っているか、それは……。

議長（阿部 均君）質問に沿った答弁をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）踏まえて対応してきているというふうなことでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。そういう理解ですね。そしたら、町長は住民の安全安心、財産守ると言っています。そのときに県にそれでは困るんだ、県道はぜひ前のところでお願いしますという話をするのが本当ではないんですか。住民を守るのが本当でないんですか。それを県が勝手に決めたみたいなお話さっきもしましたんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。議長からも端的にというふうなお話もございましたので、最終的にというふうなお話をさせていただいた。最終的にというふうなことの中ではいろいろと町でもシミュレーションを踏まえてどうあるべきかというものは相当程度悩みながら県との協議を進めてきたということでの最終的というふうなことでご理解いただきたいとい

うふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。端的に言います。町が要望したんですよね、だから。違いますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。そういう部分も含まれているというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。ですから、そこに残った人たちの安全安心は町で守るべきだ。独自なことをやるべきだと私はこういうふうをお願いしている。首長としてその辺ぴんとなければだめですよ。町として守る義務があるでしょう。何だってしなくてないんですよ。民間の方からもいろいろなアドバイスあるはずですよ。そういうことを本当に真剣に向きあって今後やっていかれるおつもりがないんだったら私悪いけれども首長さんおやめになったほういいと思います。本当に笑い事じゃないよ。ふざけんじゃないよ。皆さん本当に困っているんだ。悪口じゃないよ。そのぐらい真剣なんです。だから、県がとか何とかではなくここは山元町だから、あなたなんです。もう少しその人たちに光の当たるような今後これ以上人が出ていかないような言葉を発してほしい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町としても行政としてもこれが何年後になるかわかりませんが、同じような悲惨な状況はつくりたくない。これがみんなの共通した私は思いではないかというふうに。しかし、どうしてもそこにお住まいになるということであれば、それは行政としても対応しかねる部分がございます。しかし、残られる以上、町も一定の安全対策を講じていく必要があるとそれは十分に認識しております。ただ、ここで具体的に何をどうというふうな段階までは残念ながら至っていないということをご理解いただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町として今後その人たちの安全を守るための何かの対策なり何なりについて検討を加えていくということですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からのやりとりさせていただく中でたしかそういうふうなことも、前段お話しさせていただいたつもりでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。例えば逃げるが勝ちだということを私言ったんじゃないで、その財産を守れるかと言っているんです。道路整備してあんたそこから津波来たら逃げなさい。それはもちろん命守るために逃げるのが一番いいんですから、それは多分大丈夫でしょう。残った人の財産も担保してあげなければだめだ。そのための町でやれることはやる方向で検討するというような言葉がなければ残った人たちは本当にいたたまれないと思います。そこをお金あってどこでも移れる人だったらいいけれども、そうでない人たちがほとんどなんだよ。うちの実家も初め。

町 長（齋藤俊夫君）はい。津波対策、あるいは土地利用というふうな中では避難時間を稼ぐ、とにかく命を守る、このことが問われているわけでございます。必ずしも財産までというのは、極力そういうふうにしたいというふうな思いはございますけれども、こういう大きな津波を想定した場合に、財産まで守れるかというとなかなか厳しいものがございまして。とにかく命を守る、これが第一義だというふうに思っております。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。確かにそれは国なり何なりで全部全て守れるのか、守れないですよ。けれども、ここに住む人が一定の安心感を与えるような町のやり方、進め方をしないと歯どめかかりません。今回出ていく人に。だから私あえてこんなこと言っている。町として大事にここに残った人は大事にするんだとそういう思いでものを進めなければ逃げていけばいいんだというようなもし軽い考えでいるんだしたらそれは違います。あ

そこに住んでいって一応言ったんですから、それは法律のね。けれども、そういうふう
に町で判断した以上はそれなりの施策を講じるというようなことを示していかないとあ
そこに残った人たちは不安でしょうがないだろう。その辺は真剣に今後皆さんで検討
なされて、ぜひ何だかの形を残すというようなことをやっていただきたい。このよう
に強く要望して一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は午後4時10分といたします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を許します。岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。平成25年第1回議会定例会におきまして、防災集団移転促進
事業について、自主財源の確保対策について、大綱2件9点にわたっての一般質問をし
ます。

震災でもう少しで2年ということでございますので、当時を振り返りながら答弁、一
般質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

平成23年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖で発生したマグニチュード9
の地震に伴い未曾有の大津波により本町の面積の64.48キロメートルの約半分の面
積に大きな被害をもたらしました。人口約1万6,700名のうち634名の尊い人命
が失われて、約5,600の住宅のうち全壊2,217、大規模半壊等を含めると4,
438戸の大きな被害でした。あの地震から早いものであと4日で2年を迎えようとし
ています。瓦れきはなくなり、解体も進んできました。被災された皆さんも少しずつ落
ち着きを取り戻しつつあると思われます。しかし、仮設住宅や県の借り上げアパートに
住みながらも今後の住まいの確保、定住できる用地の確保、生活基盤の確立や被災を受
けた皆様に対する心のケアへの対応、被災者の皆様はいろいろな思いや悩みを持ち、日々
の生活を不安を持ちながら送っている皆様もまだ多くいると思っております。震災からの復興
を目指して平成23年12月に震災復興計画を議会に提出され、可決して、計画のもと
に8年間で179事業、3,600億円の事業費で今後のまちづくりを進めようとして
されていると思っております。

平成30年までの計画人口は約1万3,700人ですが、震災前の人口で1万6,7
00人です。25年に1万3,400人で実数では1万2,000人になっていると言
われております。人口減の要因の1つであるJR常磐線も3月16日に吉田駅まで復旧
しますが、本町の二つの駅、山下駅、坂元駅までの整備が早くても4年後ということで、
通勤通学をする皆さんが町外に流出されて危険区域の線引きを復興事業進捗のためとし
て23年10月28日、いち早く線引きをしたために地域に住みたいという皆様も町外
に移り住んで人口の流出につながっている状況にもあると思われます。震災からはや2
年目を迎えるに当たり、今考えるべきことはあの3月11日があり、今があるというこ
とです。震災で被災された皆様に安心して安全な地域に住んでいただき、町内に生活して

もらうことだと思います。それにはあの地震による津波の検証を行い、なぜあのような大きな被害になったのか、住民の安全対策、避難道路や多重防除による防災力を向上させていくことが重要な課題であると思われる。

その上で、安心して住める災害公営住宅、防災集団移転事業による住宅用地の整備を早急に進めていくものと思います。災害公営住宅も今年4月1日から26戸入居を始まり、計画では年度中に全体で75戸整備されて600戸の皆様にも早く入居していただけるように対応を早急に進めていくべきだと思います。また、集団移転を市街地に希望する380戸の皆様に対しても住宅用地も確保して造成して、早く被災された皆様に安心して住める用地を提供していかなければならないと思います。山元町に住みたいという皆様に町として前向きに対応すべきだと思います。本町の復興計画における防災集団移転事業についても住民の要望を踏まえ考え方についても見直しをしていくべきと思われます。国の防災事業で認められている要件の被災の戸数で5戸以上の要件を満たす基本の考え方に沿って今後は対応を考えていくべきだと思います。それにより、本町の地域バランスのとれた発展が見込まれて、人口流出に歯どめがかかる状況もつくれるのではないかと考えております。なかなか町外に出た住民を戻していくのは難しいと思われるので、いかにまちづくりの中で町内に住んでもらえるための定住するための各事業をスピード感を持ちながら進めていくことが山元町の今後の復興、発展に結びつくものと確信しております。

また、人口減少、労働力の減少に加えて生活基盤の確保、働く場をつくるための産業振興策による地域経済の再生も喫緊の課題になってくると思います。復興計画も2年目を迎え、これからの6年で早い段階の1年1年が本町のまちづくりにとっても大切であります。財政の確保、マンパワーの確保、自主財源の確保、どれをとっても今後の復興事業推進のためには重要であると思われます。これからはより被災者の要望に配慮した形での事業進捗を図っていくべきだと思います。

そこで大綱第1点、防災集団移転事業について伺います。今回、3月議会定例会に磯の大壇地区、合戦原赤坂地区への集団移転を希望する請願が被災者10名の皆様から出されています。本町の復興計画では新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区、宮城病院周辺地区への市街地を形成し、被災住民を集める目的で他地区の集団防災移転事業については50戸以上でなければ事業としての取り組みは難しいと言ってきました。しかし、住民の意向が固まっていく中で町の復興計画も進みつつあり、震災で被災した住民の要望を受け入れてもいい時期に来ているのではないかと伺います。

(1) 国の防災集団移転促進事業の考え方と、町の復興計画における防災集団移転促進事業の考え方について。

(2) 2地区の要望に対する町のこれまでの対応と、今後の対応について。

(3) 防災集団移転希望者数に対して住宅用地は計画どおり対応できているのかどうか。

(4) 東日本大震災復興交付金の趣旨と対象事業、町としてどのような住宅再建支援策を講じていくのか伺います。以上、4件にわたり伺います。

次に大綱2件目の自主財源の確保についてお尋ねします。震災から2年目を迎えて、山元町震災復興計画の復旧期の最終年度に当たり、今後の復興発展に向けて計画に沿って事業を進めていくようになると思われます。事業を進めていく財源については震災復

興交付金等と震災復興特別交付税で措置されていくと思いますが、災害公営住宅整備による起債や補助対象外経費等により町財政を圧迫してくるものと思います。今年度予算を見ても、町税が8億8,000万円ということで22年から比べると約4億円の税収の減になっています。今後は復興事業を進めながら、いかに自主財源の確保を図っていくかが本町にとっての大きな課題になってくると思います。次の4点について伺います。

- (1) 農業振興について、どのように進めていくのか。
- (2) 商業、観光について、どのように進めていくのか。
- (3) 企業誘致の対応と今後の見通しについて。
- (4) 復興事業での地元業者の活用をどのように考えていくのか。
- (5) 働く場の確保と雇用対策について伺います。

以上、防災集団移転促進事業について、自主財源の確保対策について大綱2件、9点の一般質問とします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、防災集団移転促進事業についての1点目、国及び町における防災集団移転促進事業の考え方についてですが、国の制度上は5戸以上の住宅が移転促進区域からの移転先として整備される場合には、防災集団移転促進事業の対象となることが可能とされており、一方、町としましてはこれまで説明してきましたとおり、震災復興計画に基づき3地区の新市街地以外の地区への集団移転の要望があった場合には、持続可能なコミュニティ形成等の観点から都市計画法における都市計画区域の1団地の住宅施設の考え方及び市街化調整区域の開発許可基準等を参考に50戸以上の集落形成が見込まれる場合に移転希望先の宅地開発を検討することとしてきたところであります。

次に2点目、磯、笠野両地区の要望に対する町の対応についてですが、町ではこれまで両地区の代表者と数回にわたりお会いし、両地区の住民の皆様の要望をお聞きするとともに、新市街地以外の移転希望先における町としての宅地開発方針について協議してまいりました。その中でも説明してきたところでありますが、今後の取り組みにつきまして、町としましては震災復興計画に基づき被災者の1日でも早い生活再建という観点から、まずは新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区及び宮城病院周辺地区の3市街地の整備を優先して進めることとする一方、両地区から提出された新市街地以外への集団移転に関する請願については真摯に受け止め、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

次に3点目、防災集団移転希望者数に対する住宅用地についてですが、町では昨年に行った最終意向調査の結果を踏まえて住宅団地、及び災害公営住宅の必要戸数を算定し、これをもとに新市街地における造成、建設工事を進めております。今後も引き続き意向調査の時点修正を適宜行うなど、調査内容の精度向上に努め、被災された方々の希望を十分に反映した住宅用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に4点目、東日本大震災復興基金交付金の趣旨及び対象事業ならびに町としての住宅再建支援策についてですが、今回配分される交付金は津波被害を受けた市町における住民の定着を促し、復興まちづくりを推進するため市町が津波被害を受けた地域の住民に対して行う独自の住宅再建支援事業に要する経費に充てるものとして交付されるものであります。県から示されている交付要綱によれば、今回の交付金の対象者は東日本大

震災発生時に津波浸水区域内の持ち家に居住していた世帯、同一市町内で住宅を再建する世帯及び防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅土地取得に係る利子補給の対象とならない世帯という三つの条件を全て満たす世帯とされており、また、対象となる事業は住宅及び土地取得に係る利子補給または補助、移転除却経費に対する補助、宅地のかさ上げ等に係る利子補給または補助等とされており、

町としましては今回の交付金を、まずは防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用が認められない方への支援に充て、これまで救済できなかった世帯への制度の拡充とあわせて被災者間の支援格差が生じないようにしたいと考えております。また、あわせて他の支援策を実施することについて、現在検討を行っているところであります。

次に大綱第2、自主財源の確保対策についての1点目、産業振興の進め方についてですが、震災以降、営農再開を最優先課題として被災農地や農業用施設の復旧、被災農家の収入確保のための事業等に取り組んでまいりました。平成25年度からはさらに水田農家を対象とした農業機械等の貸与事業を通じ経営の合理化と担い手農家への農地集積に取り組んでまいります。また、町の特産品であるイチゴの復旧に関しましては、まずJ A宮城亘理や被災農家で構成する法人が栽培施設等を整備するに当たり、県や国の交付金制度の活用とあわせ町独自のかさ上げ補助を行うなど、営農再開を支援しております。

加えて、現在農免農道沿線4か所に町がいちご団地を整備しており、イチゴ復活を協力を支援してまいります。現在、52戸分の用地造成が完了し、ことし11月には36戸の農家の収穫、出荷を見込んでおり、平成26年度以降は新たに16戸の集出荷を見込んでおります。これら、いちご団地での生産量を含め町全体での栽培面積は平成26年11月までに26.4ヘクタールに拡大し、被災前の約75パーセントにまで回復する見込みであります。また、今年度から復興計画の最盛期を迎えることとなりますが、イチジクやソバ等を新たな人工作物と位置づけ、その作付け面積の拡大と新たなブランド農作物としての振興も図ってまいりたいと考えております。

さらに、現在先端技術を駆使した国の栽培研究施設において高品質で生産性の高いイチゴやトマト、カラントなどの実証研究が行われておりますが、これらで得た研究成果を広く普及し、高値での取り引きが見込まれる新たな農作物の作付けについても模索してまいります。

次に2点目、商業や観光の取り組みについてですが、まず商業につきましては被災した事業者の早期の経営再開や安定した事業運営を図るため、仮設商工施設を整備するとともに県や商工会、金融機関等との連携を強化しながら各種制度資金の紹介や融資制度を実施し、商工業者の支援に取り組んでおります。また、観光につきましてはふれあい産業祭など復興イベント等を開催するとともに、ことし4月から6月まで開催される仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに参加し、全国的に本町の魅力をPRしてまいります。今後の取り組みについては、新たな産業用地ゾーンの集約化を図り、新しいグランドデザインに沿った商工業の支援や農商工連携による活気ある商工業の振興を推進するため、現在商工観光全般を対象とした産業基本計画を策定中であります。

この計画の成果を踏まえ、商工業では地域の商店街がにぎわいを取り戻し、地域経済

やコミュニティ、交流の場として発展できるよう支援するとともに、新たなまちづくりの拠点となる商店街の整備や企業用地の整備を図ってまいります。また、観光については被災した観光資源の復旧や観光ルートの再構築等により早期の観光客の回復を目指します。さらに、産直施設や耕作放棄地等を活用したお花畑、防災緑地ゾーンにおけるパークゴルフ施設など、交流拠点を整備しにぎわいの創出に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目、企業誘致の対応と今後の見通しについてですが、商工業の振興と雇用確保のためには企業誘致は有効な手段と認識しております。企業の立地には用地や電気、水道等インフラ整備が前提条件として必要となりますが、まず用地については震災復興計画において位置づけられている内陸部の既存の産業要地を有効活用していくほか、被災した沿岸域の防災集団移転促進事業で生じる土地について、産業用地として有効活用できないか検討しているところであります。また、あわせて立地を促進するための町の優遇制度の拡充や、震災復興特区制度を活用しながら企業の誘致を積極的に推進してまいります。

次に4点目の復興事業での地元業者の活用についてですが、町といたしましては地元業者で対応できるものは極力地元業者への発注することを基本としております。現在、計画されている大規模な復興事業としては3か所の新市街地の造成工事や避難路工事、防災緑地関連工事などの工事の発注が考えられます。いずれの工事も今まで経験したことのない大規模工事で、限られた時間の中で設計どおりの成果が求められるものであり、管理能力や施工体制を考えますと地元業者での対応には難しいものがあります。このため、町としても地元企業が参入できる方策を検討しながら地元企業を活用できるよう、さまざまな角度から工夫してまいりたいと考えております。

次に5点目、働く場の確保と雇用対策についてですが、町での直接雇用や業務委託による緊急雇用創出事業を実施し、就労の場の確保に取り組むとともに、ハローワーク等と情報を共有しながら求職者への情報提供などに取り組んでおります。また、今後につきましては先に申し上げました産業振興基本計画とともに、雇用促進についても基本計画を策定しており、この成果に基づき立地企業に対するさらなる優遇拡充や震災関連の特区制度を活用した企業の誘致を推進するなど、働く場の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、防災集団移転促進事業の1点目から順次質問をしたいと思っております。

1点目の防災集団移転促進事業、これは国では5戸以上ということで町の先ほどの答弁の中で町の考え方としてまちづくり、市街地をつくるという部分で考えたという部分と、あと持続可能なコミュニティの形成、あと都市計画における都市計画区域の1団地の住宅設置の考え方ということと、あと市街化区域の開発許可、これを参考にとということですが、どこを参考したのか教えてください。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。参考にしたいのは、こういった1団地の住宅施設の考え方、それから市街化調整区域の開発許可といったことで、ある一定の規模の集落を開発することが条件というような部分でなっている部分でございます。こういった点を今回町の方の防災集団移転事業の方にも取り込みまして、コミュニティの持続性であったりインフラの将来的な行政コストの管理といった部分を考えたときに、こういった

50戸ぐらいの規模が最低限必要なのではないかというようなことでお示ししているということでご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的にこの都市計画法の中には50戸という形ではうたっていない。今お話のような形で町でそれを考えながら50戸という形で示しただけで、その辺で50戸の定義づけが全然最初からあったのかどうかちょっとその辺をちょっとわからないので、もう1回説明してください。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。1団地の住宅施設といった部分の考え方については50戸というような集落形成というものは記載されているところかと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的に50戸でなくても、例えば60戸でも70戸でもこの都市計画法の運用の指針から見るといいという形にはなっていると思うんです。それは前段でお話ししておきます。

それで、今回のこの事業、各市町村で隣接市町村見ても5戸以上の対応をしているんですけれども、宮城県内で聞くとところによるとまちづくりを優先しながらやったというところは4市町かな、そのぐらいだと思うんですけれども、その辺はどうなのか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。本来、防災集団移転促進事業のもともとの制度上は10戸以上というような制度上の作り込みがなされている事業でございます。今回の防災集団移転事業、津波の被害があったということで、大分宮城県の北部の方の沿岸などにおいては小さい漁村集落であったりそういった部分が被害に遭われたというような実態がありました。

そのような中で、リアス式の地形とかもありましてなかなかまとまった集団移転先の土地が捻出できないというようなことで要件の方が5戸に緩和されたというふうに解釈しております。山元町の場合は、被害の面積が大きかったというようなことと、あとは復興計画の基本的な部分でも何回かご説明させていただきましたけれども、これまでの町の課題でありました分散化したまちづくりといった部分を、今回集団移転の事業を使って町の中心をつくるというような意味合いからもなるだけ大きな将来の行政コストがかからないような市街地形成をするというような観点からもまとめていくという必要があったことから、こういった部分を考えているというような部分もございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長なり担当課長から十分に耳にたこできるぐらい説明を受けているのでその辺は理解しているつもりなんですけれども、ただ、平成17年度に集団移転の国への考え方で新潟中越地震のときで10戸から5戸に緩和する。それが今回、今課長が言ったような形につながっていると思うんですけれども、ただ、基本的な考えがそうであると思うんです。そして、15の市町村の中で今回まちづくりを優先させながらやったという今回の集団防集事業をどのぐらいあるのかお伺いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。すみません。具体的な数字についてはちょっと把握してございません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。防災集団移転事業のものでやるんですから、その辺はちっと把握してもらいたいということ一つと、あと私が知る限りで女川とかまちづくりを優先させて5戸以上でなくまちづくり優先させながら町の考え方でやったというのが多分3市町あると思うんですけれども、その辺についてはあと私が覚えている範囲なので、ただ、あとそれを山元町としてまちづくりをさせながらやったということが、まちづくりの基本になった。それが50戸以上の要件の中で今いろいろな形で要望受けている状況につ

ながってるとそういうことですので、基本的にまちづくりの考え方として十分な議論を進めながら住民の意向を聞いて、基本的に私はまちづくりであっても被災者に安心安全な地域に住んでいただけるようなその復興計画ではあるべきだと思っております。その辺については今までの議論の中でずっとやってきた部分でございますので、その辺も十分考えながら結論を出していくべきだと思っております。

それでは、2点目ですけれども、2点目で磯と笠野地区の要望に対する町の対応ということで、これ答弁書に書いてあるのでこういう形でお話ししたいと思うんですけれども、前議員がいろいろ熱い議論を重ねたのでその部分については省かせてもらいますけれども、震災を2年目に向かって町長がどの時点で政治判断をしていくかということだと思えます。そういった部分で、前段の部分のものは省略しますけれども、町長が先ほど答弁した中で時期が来ればしかるべき判断をしていく、そういうような答弁だったんです。被災者の人たちの思いを考えると、今回私も先ほど一般質問の中でお話ししましたように、実際には自分たちがどこに住むのか、どういった生活をするのかというのは日々仮設住宅にいたりあるいは借り上げアパートにいたりして考えておると思えます。それで、自分がどういう方向になっていくのかというのを非常に不安で毎日毎日過ごしていると思うので、私は早い時期に今までの計画の中で復興計画で集団移転もあと復興住宅のものも戸数も決まって方向性も決まっていると思うんです。その辺について考えていくべきだと思います。

それで、具体的には実際に集団移転の当初の考え方として何戸だったのかお尋ねします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。山元町の集団移転が了承され承認された戸数です。それが最初ですから。

そちらの戸数につきましては、先般策定されました整備計画の方で承認されているところなんですけれども、ちょっと今手元に持ち合わせておりません。ただ、移転戸数の方だけでお話しさせていただきますと、個別の移転希望者というようなことで今個別面談で言われている戸数としましては、新市街地の方に移られる方の予定としまして約340戸、それから災害公営住宅分に移られる方としまして約430戸というような今現在での個別面談の数字ということになってございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。復興協議会で1番最初に新聞に載った記事なんですけれども、これに対象の戸数で1,607、あと実質確保で567、棟数で。これが最初の数字だと思えます。それから見ると今お話のように2回の個別面談加えてやった中で、今課長から答弁いただいたように340戸、そうすると227戸減っているんです。何で減ったのかおわかりになりますか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。申しわけございません。今の整備計画の方の数値が私の手元に持っていなかったというのが一番申しわけないんですけれども、先ほど岩佐議員の方から言われました1,607戸という防災集団移転の対象者と567戸という部分は、実は新市街地に入る分だけではなく町内であり町外でありといった部分にも移転するような、そういった方々の戸数も対象になっておりますので、先ほどの意向調査の町がつくる新市街地に飛ぶ分の方々の数字とピタリと合うというものではないということはお理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただ、そうであっても実数は計画から見ると復興計画最初出し

たときより見ると議会に示された数字から見ると大分減っているんです。150ぐらい。その減った理由というのはどういう形なのかお尋ねします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。先ほどの340戸程度といった部分は、実を申しますと前回の第1回目の個別面談の結果よりは若干なりともふえているような結果になってございます。先ほどの岩佐議員のおっしゃった567戸といいますのは、ちょっと対比ができない数字ではあるんですが、先ほど申しましたとおり、町内・町外の、要は新市街地以外に移られている方の数字も含めての数というようなことになりますので、ちょっと比較できる数字ではないということでご理解願えればと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。復興計画に我々お示しされた当時の計画の戸数から言うと、例えば400戸という目安、400から500という目安があったと思う。それから見ると町自体では減っているということだと思えます。何で減ったかという、先ほど来の議論あるように、どうしても集団移転のそういった用地がなかなか見通しが見つからないということと、あと実際に町内の自分の思ったところに住めない、そういうことが私は要因としてあって町外に流出したり町外に宅地を求めたり、あるいは町内に用地を求めたりしている部分があるということだと思えます。ですから、町内にせっかく住んでいただける人が用地を自分たちが思うような形で、あるいはそこに近い方向の中できちっと対応できるような方向であれば山元町に住んでいただける人たちが私はふえてくるのかなと思えます。そういった観点で、今回の2地区への集団移転の対応、それは先ほどお話ししたように時期が来ればしかるべき判断をするということだと思えますけれども、ただ、今市街地の方向が見えてある程度の戸数がそこに張りつく人数が決まった中で私は時期だと思えます。これから市街地整備がすっかり終わっていくという形が私は判断の時期ではないと思えます。その辺は町長がきちっと政治判断をするという部分で結論を出していかないと延びれば延びるほど、今お話ししたようにその住民がどういう形で自分たちが住める場所に移行するのか。本当に毎日毎日不安に感じているので、その辺はきちっと町長の政治的判断しかないと思えます。なぜかという、今まで復興計画の中で住民に示して50戸以上という形で話しているの、ここにきたら町長の判断しかないと思えます。

ただ、町長は先ほど答弁の中で前向きに真摯に考えていくという答弁の通常だとそれに対応するという受け止め方しかできないんです。それだったら早く結論を出して、住民の人たちに安心を与えるような形、それを私は早い段階での決断、政治判断が必要だと思えます。その辺について町長の答弁を伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町長としての政治判断ということでございますけれども、それは岩佐議員おっしゃるとおりでございます。しかるべき時期にしかるべき判断はきちりさせてもらいたいといえますか、しなければならぬというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長が政治判断で最終的に結論を出すという答弁をいただいたと思えますけれども、ただ、時期的に今お話ししたように3地区の市街地が全部造成が終わってすっかりその用地が決まった中で判断していくという形では、今住民の人たちが今お話ししたように不安持っている人たちがどこに行ったらいいかわからないという中で町外の流出だってあり得るし、あるいはその地域ではなく別な地域ということもあり得ると思えます。その辺がある程度市街地の方向が確定している今だからこそ政治判断の時期だと思えます。その辺はきちっと時期を誤らない形の判断、それを

やっていくべきだと思いますので、3月議会、この場でしろとは言わないんですけども、早い段階での結論、あるいは決断、それを要望としてお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。両地区への代表者の方、いろいろご苦労されて二つの地区に入りたいた方々のリストの作成などもしていただいて、今日にまで来ております。そういう中でもいろいろ私どもなりに分析させていただくと、いろいろ皆様の両地区に対する対応の方向性、変わっていらっしゃる方もおりますし、あるいは町の新市街地との重複というふうな部分もあったりします。そういうようなこともいろいろ今先行している部分との関係もあったりしますので、その辺は慎重にするところは慎重にする、あるいは大胆にするところは大胆にしながら一定の判断をしていかなければならないかというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ですから、担当課の方にきちっと指示をしていただいて、今お話しのように重複、市街地と重複している部分、あるいは本来今回の2地区にきちっと行っていた部分、それをある程度人数的に把握しながら全体の集団移転の用地を確定させながら事業を進めていく、そういう形で担当課に指示していただきながら住民の要望をきちっともう1回聞いていただきながら、それを一つの政治判断の材料として判断をしていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分もございますし、先ほど来豊議員にもお答えしたとおり、町としても大きなまちづくり、市街地形成というふうな部分との整合性といいますか前後関係もこれありでございますので、いずれにしてもいろいろな角度から一定の判断はいずれしなればならない時期がくるのかなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。何回も答弁すると段々後ずさりするような答弁になっているので、例えば時期的にいつごろまでにめどがつけられるとか、あるいはどの時点での政治的判断ができるか、その辺については町長の胸先三寸だと思うんです。ですから、担当課にきちっと指示をしてある程度町長が判断できる材料をきちっとつくっていただいて、そこで判断する。多分、今回要望した人たちも早く決めてもらわないとどういう形にしたらいいかわからないと先ほどから何回も言っているように、前に進むのも後ろに下がるのもきちっとその時点での判断が町長の判断が大きな意味合いを持つという部分をきちっと考えていただいて、担当課に指示していただいて、その部分の調整をしていただいて、判断の材料にさせていただく。そういうことをきちっと念頭に置きながら対応していただくようお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。判断するとなれば、おっしゃるようなきちんとした判断材料を準備して、しかるべき庁内でもいろいろ方向性を確認しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、次の点に移ります。

今3点目ですけども、全体の防集の希望の数、先ほど担当の課長から全体の防集の数が567戸で、これは町外・町内全部含めての形で、あと今実際には340戸ということなんですけれども、3地区に分かれていくと、例えば今町長がおっしゃったように2地区、その2地区の要望、それと重複している部分があるというお話ですけども、その辺、担当課で押さえているの。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。今回の個別面談の結果では、新しい市街地の3地区、あとはその他というような取り扱いで数のカウントの方をさせていただいておまして、整

備計画の方には必要な戸数分の建物が建てられるような住宅用地を確保できるというような計画の内容にしているところでございます。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。全体の数でその他にも含めてちょっと教えてください。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。まずは住宅団地なんですけれども、今これが2月22日現在の面談結果の内容でございます。ここの部分で移転先が新山下駅周辺、こちらが住宅団地としまして216戸、それから宮城病院周辺が48戸、新坂元駅周辺が48戸、無回答というのが27戸いらっしゃいます。これらを全て合わせまして339戸というような形になってございます。

27戸の無回答といった部分につきましては、今のところ三つの新市街地の方に案分振り分けをいたしまして、その中で必要な部分を確保しているというような状況なんですけれども、ただ、1点だけちょっとつけ加えさせていただきたいんですが、整備計画自体が協議、それから承認の間までに数か月程度時間がかかります。今回7月に意向調査をやりましたけれども、その結果が9月ぐらいのデータをもとに整備計画のつくり込みをして、それで承認をもらっているというのが現在の状況でございます。その後、こういった意向調査の精度が上がってきている部分、それから時間がたちましてご意向が変わられているといった世帯もございまして、その部分につきましてはその時点、その時点で時点修正をかけさせていただきまして、次の整備計画の変更であったりそういった部分に反映させていきたいというようなことで考えているところです。

あと、災害公営住宅もあるんですがそちらについては割愛させていただきます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この市街地の3地区の住民の要望、意向調査の中での要望、これとさっき無回答の27、あとほかに例えばさっきお話ししたように2地区のものについてはカウントというか全然カウントされていないのか。この集団移転の整備計画の中には。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。今のところ3地区を先行してやるという部分からすると、その部分についてはカウントしておりません。笠野、それから磯といった部分で単独でやられている方についてはちょっと数に入れていないんですけれども、中には重複して申し込みなどをされている方もいらっしゃいますので、そういった部分の方に対しましてはこちらの整備計画の方に入れていたるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その辺がもっと意向、面談の意向のそういった部分の精度を増さないとダブって例えばあれしていたのでは両方、例えば町長の政治判断なりあるいはこれから整備計画の中での市街地の住民の意向、きちっと把握できないと思うんです。その辺をきちっと意向調査のもう1回面談をきちっとやりながらそういう人たちにどういう形で対応していったらいいのか考えていく必要があると思うんですけれども、その辺についてはどうお考えになるのか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。個別面談につきましては、去年年明けとそれから夏場と2回実施しております。被災者の皆様にはそういった部分で時間を割いていただいて、いろいろ長時間にわたっての面談、対面式での面談といったことですので大分ご面倒をかけているというような状況もございまして。ただこういった、岩佐議員おっしゃいますように、市街地のフレームをつくる上でもこういった意向というのは非常に重要なことですので、その時点その時点におきまして、アンケートとかそのほかいろいろ

手法はちょっと考えさせていただきたいとは思いますが、時点修正をかけるために必要な意向調査というものは続けさせていただければと思っております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。意向調査の中できちっと確定できるような形で集団移転の方向性、戸数、そこから本当は全体に山下、あるいは坂元、宮城病院というのは戸数から本当は決まって団地の造成があって、それで事業費が出てくると思うんです。それが減ったり、ふえる分にはいいんですけども、減っていくという形になれば事業自体がどうなのか。復興庁からご指摘を受けたりすると思うんですから、早く確定するような形でやっていかないとだめだと思うんですから、その辺は意向調査も含めて十分な被災者の皆さんのお話を聞くような形で考えていただければと思います。

あと、交付金の関係ですけれども、これについては国からの1,000億円で県が実際に727億円ですか、町の43億円というのはどういう形で出てきたの。金額。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。こちらの復興基金交付金につきましては、まず考え方が津波被災した市町村が地域の実情に応じた独自の住宅再建支援策を講じることができるというようなことなんですけれども、基本的には防災集団移転促進事業、それからがけ地近接等危険住宅移転事業の対象にならなかった浸水区域内の世帯を救済するというようなものが制度の目的となっております。

当町の場合は、まずそういった中でもなんですけど、がけ地近接等、それから防災集団移転とともになんですけれども、制度の仕組みといたしまして交付金の交付決定日以前に移転された方、そういった方たちに対しての助成ができないという補助の制度上の仕組みがございました。ただ、町といたしましては3月11日の震災の発生日以降に移転された方、これらの方々については条件は全て同じだろうというようなことで考えてございます。そういった部分で、今回の交付金につきましては町としましてはまず遡及適用ができないと言われていた3月11日以降に既にもう移転された方に対してがけ近接あり防集であり、そういった事業と同じような同程度の制度措置が受けられるようなそういった部分に今回のこの基金をまず充てたいというふうに考えてございます。

そのほかに、制度上言われています津波浸水深内の方たちで、そのほかの支援策であったり拡充といった部分、そういった部分が何か使い込みができないかというようなことで制度の作り込みを考えているところなんですけれども、一応その制度が受けられるであろうという方々を1番大きな数でまずは県の方には報告させていただきました。その戸数に県で試算の単価250万円というのを掛けた形で今回の43億円というような配分がなされる予定だということになっています。ですので、単純に250万円を各世帯に、1世帯当たり250万円ずつ配分するという中身のものではございませんで、今言ったような中身で、まずは被災者間の支援格差をなくすような部分で制度になじまなかった人たちに対しても何とかそういった支援をさせていただくというような中身の交付金であるというようなことでご理解いただければと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この趣旨から、先ほど説明受けたものを見ると、津波被災地が地域の実情に独自の住宅支援策を講じることができるということなんですけれども、そのぐらいの柔軟性がある制度なの。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。先ほどの町長答弁の中でもありましたが、対象者と対象事業が今のところある程度縛りがあります。例えば対象者については浸水区域内の持ち家に居住していた方、それから同一市町内で住宅を再建される方、それから先ほど申しま

したこれまでのそういったがけ近、防集などの対象とならなかった方、対象の中身といたしましては利子補給または補助、それから移転経費の補助、それからかさ上げに対する補助というような制限が今現在のところついているところがございます。ですので、何でもかんでも際限なく町の方で勝手に使っていいというようなお金では、現在のところありません。その拡大についてはほかの市町も今町の裁量権というもののある程度認めていただけないかというような動きが出つつあるというような状況でございますので、あわせてお話しさせていただきます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この基金の交付金については各市町村とも金額、結構大きな金額出しているんですけれども、今お話のような形で各市町村も積み上げているのか。本町の部分はわかるけれども、ほかの町の部分についてはわからないと思うんだけど、実際に今のお話を聞くと答弁いただいた中では20億円程度しか対象にならないということではないのか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。20億円ということではなく、今43億円の中でどういった使い道があるかも含めて再度数字の方を精査させていただいて、県の方と調整させていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほどの対象事業なり、あるいは絶対遡及の形の考えでがけ近とかあるいは遡及の考え方の中で全体を考えると20億円ぐらいなんですかというお話ししている。実際に別な部分の住宅の格差是正の対策というのはこれからいろいろ町長の答弁からいくとこれからいろいろ精査しながら考えていくということだと思っておりますけれども、今の時点で考えられる金額はどのぐらいになりますかというお話をしているので、時間がないから余り細かく言いたくないのでよろしくお願いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。すみません。そこにつきましては、まだ本当に個別に制度を詰めている段階ですので、具体的に何億円というところまでは至っておりません。申しわけございません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、今のお話を聞くとせっかくこういった基金の制度があって住宅再建の支援を町独自で講じることができるという部分もあるので、同僚議員何人かお話ししているように、格差是正のための住宅の支援、これをいろいろな角度から考えながら有効にこの43億円というのを基金として利用するような形で考えていく必要があると思うので、その辺については随分十分に精査して考えて対応するようにお願いしたいと思います。

それで、次の質問に移ります。自主財源の確保対策についての農業振興の部分で、全体的には農業振興も含めて今回は自主財源の確保対策ということで、いかに税収をふやすかというのがテーマでございますので、その辺についてご答弁いただければと思います。

まず、農業振興の進め方の中で水田の農家の対応として全体で震災前でどのぐらい生産額があったのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。もう一度お願いします。よくわからない。

議長（阿部 均君）町内の農業の生産額について。震災前の水稻の生産額、どのぐらいあるんですかというお話。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。震災前の農業生産額ということですが、米であれば今のところデータとしてあるのは平成18年のデータなんですけれども、今手持ちでは米で

あれば約11億円です。それから野菜関係が大きいんですけども、これは……。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。11億円もあったということでございます。それで、今回復興計画の中で具体的に水田の区画圃場を、県の事業ではありますけれども、地域の復興基盤総合整備事業とか、あと圃場整備により大区画の圃場にするとか、あと実際には被災地の農業復興総合整備事業でライスセンターとか、あと農業機械のリースとかこういう形で国費を投入しながらやっていくということになれば、農家の人たちができるだけ早く収入を得られるようなそういった町の支援も大切だと思うんです。そういった形で、事業の遅れというのは私は出ていってはうまくないと思うんですけども、その関係で、例えば被災地域の農業復興総合支援事業、ライスセンターとか農業の機械のリース整備のものですけれども、これについての振興状況どうなんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これにつきましては、浜通り中心になりますけれども、農地面積を集積をして、集積できる担い手になる形態を絞り込みをしまして、その形態が経営する内容で今ヒアリングをして、あと国の方に申請を上げて認められつつある状況であります。今回、予算の方には25年度予算として予算を計上している状況にあります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。できるだけ早く農業の再開させる、そういうことで今年度の多分復興交付金に第5次のもので事業申請して進んでいると思うんです。ただ、お話を聞く限りではなかなか今年度中にきちっと田植えができたり、あと刈り取りができるような形の整備ができていないという話なので、その辺についてはどうなんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これも申請をしておりますけれども、実際の予算措置をしてリースの物件になる機械、あるいは乾燥機等、田植えから収穫に要する施設までになりますけれども、今のところことしの今の現状ではなかなか田植え時期には間に合わないで、秋口ぐらいの対応になるというような状況にあります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。せっかく交付金事業で今年度中に作付けをして刈り取りできるような形の集積を図って事業を進めてきたと思うんです。その辺については、いち早く復旧・復興をする中で農業の、特に水稻部門での生産を上げて、そして税収確保のためにもきちっと対応すべきだと思うので、その辺、事業の申請含めた役場の対応をきちっとやっていくべきだと思いますので、十分な対応をしていく形で対応をお願いしたいと思います。

あと、イチゴの生産額どのぐらいありますか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは震災前は約13億円ぐらいということで見込まれておりました。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。80億円の事業費を投入して52件の農家で今回やるという形ではあるんですけども、実際に今言った13億円、これから例えば整備したときに町長答弁の中では75パーセントに戻るという形なんですけれども、実際の予想でどのぐらいの収入が見込まれるのか、その辺の担当課としての判断というか、ありますか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ、大きく分けてJAさん通じて自力で法人化をして東日本生産対策交付金をもって復旧している農家の方々、それからまだ町の方でいちご団地を整備することによって生産再開するの方々、合わせまして今のところ金額にして9億4,000万円ぐらいというふうに見込んでおります。これはことしの11月までにはイチゴ団地ができているという状況です。それで、まだ25年度の分が追いか

け発注しますので、それがさらに26年度作付けになればまたふえていくというようなことで見込んでおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。総体で生産額も75パーセントぐらいになるという見込みなのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。そのとおりです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。水稻の部分はちょっと聞けなかったんですけども、多分水稲も減っていくと思うんです。あと、今イチゴの関係でも一生懸命早くいっても25年度、26年度事業、あと水稻の部分についても今年度間に合わないということになれば来年度、税収を確保するためには農家の人たちに一生懸命生産をやってもらって、収入を確保してもらわなくてだめだということもあるので、町としてできる限り早期復旧、あるいは早期営農の再開に向けて最大限の努力をしていく。そういう形が私は必要になってくると思いますので、その辺については十分担当課なり町長、きちっと指示していただいて進めていただくように。特に水稻の関係では、例えば今回の全体の整備計画の中で700ヘクタールという話なんですけれども、ただ、担い手がそのぐらい、700ヘクタールを対応できるぐらい今実数がいないと思うんです。どういう形でこれから水田のせっかく区画整備した圃場を収入に結びつかされるような担い手の育成もきちっと並行して考えていく必要があると思うので、その辺はきちっと整備協議会の中で具体的にどう考えていくのか議論してもらいながら早く営農が再開できるような方策で考えていただければと思っておりますので、その辺について十分に対応をするようお願いしたと思います。

あと、2点目ですけども、商業観光の取り組みについて、これについてはいろいろ町長の1回目の答弁の中で出てきますけれども、被災した商業者への経営再開というのはどう考えていらっしゃるのか。仮設住宅を整備して、そこまではいいんですけども、それからどう考えていくのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。商工業の関係、仮設住宅はまさに復旧といいますか震災後の仮の復興の形でございますので、いち早くまちづくりを進めることによって三つの市街地を中心としたところでの新しい展開というのが、これがひとつ大事になってくるというふうに思っております。できるだけ集約型の商工業の再生、復旧というふうな形で運べればいいのかというふうには考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。なかなか難しいのは、復興計画の中で市街地つくって、その中に商業者入ってもらうという形にしたときに、実際に被災者を優先的に商業者として入れ込むのか、あるいは町外からの大きな業者入れ込むのか、あるいは全体の町でどういうバランスをとりながら商業者と、あと町民がその市街地の中でやっていくのか。その辺私は難しいと思うんですけども、その辺について町長の認識はどういうお考えなのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでの議論の中でもちよっとご紹介させていただきましたけれども、町内の商工業者の方には意向調査というふうなことで一定の新しいまちづくりの中での参画の意向というような思いが示されておりますし、町外の方からもそういう意向が示されているというふうなことでございますので、基本的にはその辺の意向をうまく取りまとめる形での集約集積を図っていかなければならないというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほどの答弁の中で、新市街地の周辺で商業施設、山下地区で3パーセント、あと新坂元駅で商業施設で5パーセント、そういう答弁があったんですけども、それについてどういうお考え方でこれから整備していくのかということだと思っております。例えば、駅周辺に集中してある程度市街地整備をする中で、商業施設を盛り込むということなのか、実際にバランスのとれた形の整備をしていくということなのか、そしてどういう業種にスポットライトを当てながら全体の市街地の中の商業振興やっていくのか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。新山下駅周辺地区についてのイメージでございますが、まず駅前のところスーパーとかそういうちょっと大型系の店舗の方を誘致をいたしたいと思っております。それから中心街路、役場に向かっていく道路なんですけれども、その両側には個人商店の方々にお入りいただけないかというふうに思っております。それで、先ほどちょっと3パーセントというお話があったんですが、スーパーとかのイメージでは3.4パーセントぐらい、それから戸建ての方々の店舗兼住宅のイメージになってくるんですけれども、そこにはそれにあわせて2.7パーセントの用地を一応確保、今はしているところです。あとは、商業者の方のご要望にあわせた形でどういう形でお入りいただくかという部分を、今後調整をしていきたいというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その中で、先ほど用地造成してどういう形に対応するかという中で、借地とあと売却という形でのそういったお話があったんですけども、例えば被災者に対してと、あるいは町外から来る商業者に対して、どういうお考え方を持っていくのか。その辺については今からの議論なのかどうかお答えいただきたいと思っております。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。考え方なんですけれども、これからの調整ということにはなります。ただ、被災された方であればその方々を優先的に考えたいというふうには今考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。商業基本計画を策定中である。その中で実際にこれから全体の計画をつくりながら新たなにぎわいのあるまちづくりをする拠点をつくるという話ですけども、その辺については商業基本計画、実際に策定中であろうと思っております。実際にどういうメンバーでどういう形で、ちょっと私今まで説明受けたのかどうかちょっとあれなんですけれども、具体的にどういう形でどういう中身なのか教えていただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。検討委員会と、それから会議とセットで考えておるんですけども、今のところ商業会、工業界、それから農業、それから水産といったことで、今のところ7名から8名ということでメンバーを今選定中であります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。全体的になんでこういう形でお話聞かかかというのと、被災した商業者をこの市街地に入れながら、その市街地に集まった町民の人たちに利便性を担保しながらできるだけ流入人口をふやしていく、そういう観点で全体の税収を高めるためには人が集めるというそういった中でお話をしておるので、その辺は容赦していただきたいと思っておりますけれども、そういったバランスのいい形で考えた市街地の形成でないとだめだと思っております。その辺については今お話ししたとおりなので、あとこれから観光資源、観光の考え方ですけども、ただ、山元町なかなか臨時にふやしながら観光の資源というのものなかったと思っております。その辺について、今までの観光と言われる部分、そしてこれから復興の中での観光、そういった考え方についてお聞きしたいと思っております。

町 長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員おっしゃるとおり、いかに流入人口、交流人口をふやしていくのかというのが我が町の活性化、にぎわいを招致する、極めて重要なことだというふうに思っております。今までの地域資源だけでもなかなか厳しい部分もございますので、この機会に少しでも新しいといいますか、機能を付加するといいますか、充実した形で交流拠点を設けていかなければならないだろうというふうに思っております。それが先ほど何点か例示していただきました夢いちごの郷、被災した中での新たな産直施設、これの規模機能をどういうふうに膨らませていくか。名実ともにこの山元町の交流拠点にいかに育てていくかというふうなことだったり、あるいは防災緑地ゾーンにおける公園なり、あるいは人気の高いパークゴルフというようなことで町外、特に仙台から南、あるいはこの周辺の地域を意識した一定の人を呼び込めるようなグレードもこれは必要でございますので、そういうふうなものを念頭に置いた交流拠点施設の整備を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただ、観光という部分で考えると非常に貧弱な部分が出てくる。今説明していただいた中でも防災緑地ゾーンにおけるパークゴルフと、あとお花畑、あとは産直施設、今まで観光と言われる形で山元町、余り大きな部分がなかったもので、せっかくですので復興の中で具体的に効果促進事業なども絡めて財源を、有効に国の財源を使いながらきちっと観光をメインにした一つの事業、それを知恵を絞りながら起こしていく必要があるのか。それが町長がおっしゃるようににぎわいのまちづくりにつながったり、あるいは交流人口をふやすことにつながると思うんです。それがなかなか山元町今までなかった部分があったし、あと今の担当課のお話を聞いても、あるいは町長のお話を聞いてもなかなかにぎわいの創出につながるような形に実際につながっていくのかどうかというのが非常に不安なんです。これから具体的にいろいろ知恵を絞りながら考えていくという部分では大切だと思いますので、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。全体の計画、姿ということについては先ほども1回目の答弁でも触れさせていただきましたように、現在商工観光全般を対象とした産業基本計画を策定中である、これが一つベースになりますし、並行して防災緑地ゾーンの整備計画も策定しておりますので、そういう計画をベースにして交流なり流入人口の確保というようなことを町全体としてうまく回遊といいますか、少しでも山元町に滞在する時間を長くしていただいて、そこでしっかりと使うものは使っていただく、あるいは楽しんでもらうというふうなそういう形をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。せっかくですので、町が一生懸命やっていたり、商工会が一生懸命そういった交流のためのイベントをする。その必要性はあると思うんですけども、民間で復興のためにやるということでは復興事業のイベントやるという部分について、きちっと町で実際にやれない部分をやるということなので、事業しながら応援をする、そういう形の姿勢が私はあってしかるべきだと思いますので、せっかく復興のイベントのための補助的な部分もあると思うんです。そういったものを十分活用していただけるような形で指導すべきだと思いますけれども、その辺についてどうなのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ復興事業目白押しの中で優先順位というような部分もありますので、その辺の前後関係を間違えないようにしてにぎわいを創出していききたいというふうなことではございますし、具体のそういう復興イベント等、これについても一定の要

件を満たすものについてはきっちりと支援させていただくというようなことで対応してまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。要件というのはどういう要件なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。町長はわからない、担当課長。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。町で予算といいますか復興関連のイベントの予算として補助金を交付するというようなものをご用意していますけれども、これについては町の復興と交流人口の増加を目的としておりますが、条件といたしましては町に活動拠点を持っているということと、それから暴力団等の関係者がこれに含まれないといったこと、それから町の今の目的を達するように活性化、復興に寄与する目的を持つ、あるいは集客が町外からある、それから単なる物販とか営利のみを目的としていない、あるいは宗教・政治を目的としていない。それから申請額が50万円以下ですので、それ以下でのもの、あるいはそれから補助の対象となる内容について謝金とか広告料等ありますけれども、それらの内容が盛られているというような内容で審査をしております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今要綱の中身を聞くと、復興のイベントで町内外から人を、交流人口をふやすような形、あるいは中身としていろいろ精査した中で復興のイベントにふさわしいものであれば、ぜひ交流人口をふやすという観点でも町としても前向きに対応していくべきだと思いますので、その辺については要望をしておきたいと思います。

あと、デスティネーションキャンペーンとのかかわりですけれども、これはどういったかかわりを持っていくんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは宮城県が全国から観光客の方をお招きしておもてなしをするというようなことでの経済効果をねらうということでございますが、山元町の目的といたしましては震災から復活したイチゴをメインに広くアピールをして知名度の向上を図る。そして山元町への誘客を進めて交流人口の拡大をというような目的を持っています。4月1日から6月までの3か月間なんですけど、具体的内容としましてはイベント関係としてはイチゴ狩りだったり、あるいは地域を歩いていただくようなコースを設定したり、あるいはバス旅行、そういったものに参加していただいてこちらでおもてなしをする。あるいはスタンプラリーとか食事をしてもらったときのレシートラリーというようなものを使いながら、媒体と使いながら町内の販売促進につなげる。そういったようなことを町の方としては、今回のDCキャンペーンでは計画をしています。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。非常に交流人口をふやしたり、あるいは町のイチゴをPRする機会になったり、あるいはそこでイチゴを買ってもらったりする、そういう形でいけば少しこの町内のイチゴ業者なり、あるいはほかの皆さんの収入増につながったり、あるいは強いては収入の増にもつながる可能性もあるので、積極的にこれからPR活動をする上でうまくこのデスティネーションキャンペーンを使いながら交流人口の増に結びつけてほしいと思います。

次に3点目、企業誘致の対応と今後の見通しについてです。この企業誘致について、今までの取り組みとして非常に震災からの復興の中で町長もお忙しいし、担当課も忙しかったと思うんですけども、ただ、自主財源確保のためには企業誘致の必要性というもの間違いなくあると思うので、並行して忙しいという部分は間違いなく事業を進める中であると思うんですけども、並行してきちんと進めていくべきだと思いますので、その辺の対応について、今までの対応についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員ご指摘のとおりでございまして、本当に時間が幾らあってもというふうな部分はあるのでございますけれども、そんなことも言っていないので、忙しいさなかではございますけれども、いろいろなネットワークを駆使する中でまだいい形でご紹介できるそういう状況までに至っておりませんが、さまざまな形での引き合い、あるいは現地のご案内等々をさせていただいております。できるだけ早い機会に成果がご紹介できるように引き続き、忙しいさなかではございますけれども、頑張っていきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。用地として、答弁であったように内陸部の既存の商業用地ということと、あと震災の復興特区制度を活用するという点、この2点について具体的にお話できるのであれば教えていただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この内陸部につきましては、町の方で既存の用地ということで5件ほど、町で持っている一番大きな土取り場用地でございますけれども、そういったことで5か所ほど、45ヘクタールほど用意して、これを今まで年に2回、あるいはたびたびありますけれどもセミナーだったりお問い合わせがあった場合にはご紹介するというようなことは今まで行っております。それ以外に、沿岸域での用地なんですけれども、ここが我々としても荒廃に任せるか、あるいはよみがえらせるかの非常に重要なポイントだというふうには見ておりますけれども、今回防災集団移転で買い取った土地が農地の間に散在して虫食い状態になる。そういったものをある程度整理をして、農地の耕作の方にもいいし、あるいはまとめて有効利用が図れるというようなことでまとめてそこをある程度の広さを持っているというようなことで使えないかというふうなことで今見込んでおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。復興特区の関係の制度の部分、活用の部分。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。復興特区につきましては、被災を受けている地区ということで、物づくり関係ということで製造業中心なものと、それから農業特区ということで二つの制度が今用意されています。そういう中で、町の方でもそれぞれ手を挙げておりますけれども、それを使うことによって助成金等のキャッシュ、その助成、あるいは税の減免だったり、あるいはいろいろとした立地のための規制を緩くできるというようなことの特区の特別な取り扱いができるというようなことでの活用を、これをしていきたいというようなことで、町の方としては一部指定をしておりますけれども、今後そういう引き合いがあればそれに応じてその適用範囲を広げていきたいというふうには考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、4点目に移ります。復興事業の地元の活用ということで、これは復興事業の中で今までどのぐらい地元と、あと町外業者と事業割合はどのぐらいあったのか。事業額でもいいし、割合でもいいしお答えいただきたいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。24年度現在、今現在の工事に限ってでございます。復興工事までの集計はしてませんが、割合的に言いますと町内業者が契約しているのは42パーセントという数字がございます。件数の割合でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。件数なので金額から見たら大分全然違うと思うんです。その辺で、管理能力や施工体制の中でいろいろな問題もあると思うんですけれども、ただ、町としても地元企業参入できるような方策を検討するという事ですので、こういったことを検討していくのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。工事発注の際に特記仕様書等を通して積極的に地元企業の受注者の構成企業、または協力企業として活用することを条件とする等を考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。時間がないので、例えば地元業者の参入できる方策という、例えば分離発注とか、あるいは発注の中での工事の金額に応じて発注を考えると、いろいろ方策はあると思うんですけども、その辺についてどうなのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。町長の答弁にもありましたように、復興事業については限られた期間の中で設計どおりの成果が必要であるというふうなことが求められます。それには管理能力、あるいは施工体制も重要であるということもこれは必要条件でございます。しかしながら、地元企業育成のためにも受注する機会を与えなければならぬというふうなケースもありますので、工事のケース・バイ・ケースに応じてその辺を検討させていただけるように今庁内では議論させていただいております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。せっかく復興事業で事業がどんどんある中で、この8年間で地元企業を育成しながらぜひ収入を増加させて、あと税収に結びつけさせるようなそういった対応をしていかないとだめだと思うんです。大きな事業で、復興事業の大きな事業についてはやれないのは誰だってわかりますので、復興事業の中で全体3,600億円でしょう。その中で地元企業がやれる部分というのも十分あると思うので、ぜひ地元企業を育成する部分での対応を考えていただければと思います。

それで、最後に働く場の確保と雇用対策ですけども、これは建設関連の業種の雇用ということをどう考えていくかお聞きしたいと思います。

議長（阿部 均君）どなたですか。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐 隆議員の地元企業の活用と建設関係の企業の活用でございますけれども、先ほど庄司課長からも申しあげましたように、これからは復興のためにそういう大型の事業が出てくるというところで、資格要件等もございますものですから、地元企業に関しましてはできるだけ育成を図る中で、いろいろな形で地元企業を使うというふうなことをその中で考えていきたいとおります。例えばある一部分の工場が下請けというふうな形も一つの方法かと思っておりますけれども、今現時点では3つの市街地の中で分散して分離発注いたしますとこれはなかなか整合がとれなくなり、それから工期がどんどん遅れていくというふうなことになりますので、その辺は今中で検討しております、いろいろ公取との関係もございますので、その辺を考えながら整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（阿部 均君）岩佐議員の質問、働く場の確保と雇用対策について答弁できる方、答弁願ひます。どなたですか、この件に関して答弁されるのは。

働く場の確保と雇用対策について、今後どのように考えているか答弁願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。特にさっきの土木関連と建設関係の業種の雇用という形で企画財政課長がうんうんと言っていたから言っていることはちゃんと間違いなく言っている。

議長（阿部 均君）それで5番にいったのではなかったのか。またぶりがえしたの。5番にいったのでなかったか。（「いいですか。23分近いから、今話するから。さっき議長が言ったように働く場の確保と雇用……」の声あり）

5番にいったので、5番の働く場の確保と雇用対策について今後どう考えるのか、これは方向性でございますので。町長齋藤俊夫君。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ちょっと質問の趣旨を確認させていただきます。先ほど建設業というふうな話……。〔建設関連の業種の雇用をどう考えているか。働く場の確保についてということで、その中で建設関連の業種に絞った場合に雇用をどう考えて。働く場所に関してでいいです〕の声あり）

例えば、前段の質問の趣旨と関連すると思うんですけども、地元での雇用、受注機会の確保というようなことを通じて建設業の皆さんに一定の雇用をしっかりとしてもらおうというふうなことになるのではないかとというふうに思いますけれども。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。緊急雇用創出事業に関して、今年度でどのぐらい人数が対応しているのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。24年度ですが、町の方で直接雇用している方が実雇用数として34名です。それから委託関係で2件ほど出しておりますけれども、こちらでは2件合わせて5名の雇用というのが創出というか雇用があります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。山元町、非常に働く場が少ないということです。これからごみ処理プラントももう少しで終わるし、復興組合における事業も終わる。ぜひ町長には働く場の提供、あるいは確保に向けて最大限の努力をするべきだと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに事業によっては25年度内で収束するというふうな部分もございます。農地の復興組合の関係などは多分そういうふうになるというふうに思いますけれども、次の手立ても考えなければならないし、岩佐議員も一生懸命やっていただいているイチゴの関係なども本格的に復旧、再開するというふうな中でも少し雇用を休止していただければ助かるというふうに思いますけれども、いずれいろいろな形で場面が変わる中での雇用対策、これをしっかりやっていきたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月12日、午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5時50分 散 会

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを認め、同法同条第2項の規定により、ここに連署する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員
